

公益財団法人 秋田県スポーツ協会

令和6年度

東北総合スポーツ大会及び国民スポーツ大会

参加申込担当者用説明資料

(令和6年5月作成)

～～ 目 次 ～～

要旨

東北総スポ 開催市町村・競技日程・競技会場一覧

佐賀国スポ 開催市町村・日程一覧

参加申込締切り一覧

監督資格の取扱いについて

国スポにおける監督に対する公認スポーツ指導者の義務付け

参加申込に係る留意事項について

プログラム掲載用所属の記載方法について

「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準

「所属都道府県」選択における事例

東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置

トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置

予選会免除対象大会一覧

《資料》ふるさと選手制度及び各種特例措置

【 東北総スポ関係資料 】

総則

傷害見舞金給付基準

傷害見舞金給付申請書

個人情報及び肖像権取扱要領

【 国スポ関係資料 】

総則

個人情報の保護に関する留意事項

宿泊要項

宿泊事務実施要領

【 参加申込関係様式 】

各様式留意事項等

【 その他 】

加盟団体提出書類、分担金、交付金等について

《 県スポ協HP掲載 》

○参加申込システム【第 1.58 版】申込者マニュアル

○国スポ参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明

○第 78 回国民スポーツ大会各競技実施要項の変更・修正について

○参加選手・監督の交代(変更)届 ・ 棄権届

○R6 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度パンフレット

東北総合スポーツ大会 及び 国民スポーツ大会への参加に係る手続等について

【要旨】

1. 参加申込システムについて

- マニュアルに従い、システムにログイン出来る環境であることを早めに確認してください。
- システム利用のためのID(ユーザ名)・PASSは無くさないように管理してください。
- 認証コードの受信可否を早めに確認し、受信のためのメールアドレスの変更の必要があれば至急本会へご連絡ください。

2. 監督資格について

- 都道府県予選会から本大会終了まで公認スポーツ指導者資格の登録状況が『有効』であること
 - ※有効期限が2025年3月31日以降であること
 - ※2024年10月1日付更新登録手続きを2024年9月30日までにを行った者は参加可能
 - ※今年度新規登録者は参加不可
 - ※冬季競技は2024年10月1日現在に資格が有効でない者は参加不可
- 公認スポーツ指導者資格を保有する監督が参加できない場合の取扱い
 - ・都道府県予選や東北総スポ含め、選手のみでは参加できない
 - ・選手が監督を兼任する競技・種目・種別においても、当該チームは参加できない

3. 各種様式一覧 (県スポ協HPより必ず最新のをダウンロードしてください)

【様式1】参加資格確認書(監督・成年選手用)	本人直筆。システム入力後提出。PDF、FAXでの提出可。
【様式2】参加資格確認書(少年選手用)	本人直筆。システム入力後提出。PDF、FAXでの提出可。
【様式3】ふるさと選手制度使用確認・申請書	本人直筆。システム入力後提出。PDF、FAXでの提出可。
【様式4~7】選手団名簿(派遣費用及び報道用)	データで提出。
概要調査 ※国スポのみ	データで提出。
健康診断問診票 ※国スポのみ	本人直筆。(8月以降記入のこと)
参加選手・監督交代(変更)届・棄権届	
メールアドレス変更申請様式	

4. 参加申込システム入力の際の注意点

- システム入力操作については『【第1.58版】申込者マニュアル』を参照。
- 申込担当者の変更があった際には至急県スポ協へご連絡ください。

5. 参加選手・監督交代（変更）・棄権届について

当該人物の参加資格を十分確認した上で県スポ協に事前に報告・確認し、実施要項に従い各競技が定める提出先に競技団体から提出してください。

なお、交代して参加する当該人物の参加資格を確認するために重要な資料である『参加資格確認書』は必ず事前に県スポ協へ提出してください。

6. 「宿泊申込み」手続きについて

- 各大会ともに開催県及び宿泊斡旋業者の指示に従い申込HPより手続きを進めてください。
- 関連書類は申込HPよりダウンロードしてください。
- 宿泊申込システムID・PASSがある大会については、後日県スポ協よりお知らせします。
注) 申込手順が別に定められている競技については、県スポ協では管理できませんので申込漏れ等に十分注意してください。
- 大会直前での大幅なキャンセル等がないよう、十分に確認・計画したうえで宿泊申込み作業を進めてください。

7. 派遣費申請の手続について

県スポーツ振興課対応となります。

8. その他

- 選手・監督の交代届（東北総スポ・国スポ）は5月下旬までに県スポ協HPに掲載します。
- 担当者が変わる場合は十分引継ぎをし、過年度資料も可能な範囲で継続して保管してください。
- 不明な点がある場合は遠慮せず県スポ協へ連絡してください。

令和6年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第51回東北総合スポーツ大会
 会場地・競技会場・日程一覧
 主会期:令和6年8月23日(金)~25日(日)

R6.6.12時点

No.	競技・種目・種別		開催市町村	競技日程				国スポ 地区 予選	参加 見込 人数	競技会場
				22日 木	23日 金	24日 土	25日 日			
1	水泳	水球	秋田市			7/27◎	7/28○	☆	144	秋田県立総合プール
		アーティスティックスイミング	秋田市			6/29◎	6/30○	☆	18	秋田県立総合プール
2	ローイング		大潟村		7/19△	7/20○	7/21○	☆	252	大潟漕艇場
3	カヌー	スラローム/ワイルドウォーター	青森県西目屋村			6/22◎		☆	42	目屋溪谷岩木川カヌー競技場
		スプリント	山形県西川町			7/13○		☆	108	月山湖カヌースプリント競技場
4	ボウリング		秋田市		7/12△	7/13○	7/14○	☆	96	ラウンドワンスタジアム秋田店
5	ゴルフ		秋田市		6/11(火)△	6/12(水)○		☆	24	秋田太平洋山ントリークラブ
6	陸上競技		秋田市			◎	○		612	秋田県立中央公園 県営陸上競技場
7	サッカー	成年女子	にかほ市	8/8△	8/9○	8/10○	8/11○	☆	294	にかほ市仁賀保グリーンフィールド TDK秋田総合スポーツセンター
		少年男子		8/8△	8/9○	8/10○	8/11○			TDK秋田総合スポーツセンター
		少年女子		8/8△	8/9○	8/10○	8/11○			
8	テニス		秋田市			7/27◎	7/28○	☆	36	秋田県立中央公園 テニスコート
9	ホッケー		羽後町	△	○	○	○	☆	456	羽後町多目的運動広場 秋田県立羽後高等学校ホッケーコート
10	ボクシング		秋田市		9/6◎	9/7○	9/8○		90	CNAアリーナ★あきた(秋田市立体育館)サブアリーナ
11	バレーボール	6人制	由利本荘市		8/16△	8/17○	8/18○	☆	336	由利本荘総合防災公園ナイスアリーナ(由利本荘アリーナ)
		ビーチバレーボール	秋田市		7/12△	7/13○	7/14○	☆	36	桂浜海水浴場 特設会場
12	体操	体操競技	秋田市		7/5△	7/6○	7/7○	☆	144	秋田県立体育館
		新体操男子				7/6◎	7/7○	☆	36	
		新体操女子				7/6◎	7/7○	☆	36	CNAアリーナ★あきた(秋田市立体育館)
		トランポリン					7/7◎	☆	18	
13	バスケットボール		大館市			○	○	☆	306	タクミアアリーナ(大館市樹海体育館)
14	レスリング		秋田市			◎	○		126	CNAアリーナ★あきた(秋田市立体育館)サブアリーナ
15	ウェイトリフティング		三種町			◎	○	☆	120	三種町琴丘総合体育館
16	ハンドボール		湯沢市	△	○	○	○	☆	312	湯沢市総合体育館 湯沢市立湯沢北中学校体育館
17	自転車競技	トラック	美郷町		◎	○	○		138	美郷町自転車競技場 美郷町特設ロードコース
		ロード								
18	ソフトテニス		大館市		△	○	○	☆	144	大館市高館公園テニスコート
19	卓球		秋田市		◎	○	○	☆	120	CNAアリーナ★あきた(秋田市立体育館)メインアリーナ
20	軟式野球		横手市		△	○	○	☆	96	グリーンスタジアムよこて 平鹿野球場
21	相撲		三種町			9/21◎	9/22○		60	三種町小瀬川運動公園相撲場
22	馬術		仙北市			7/13○	7/14○	☆	126	仙北市馬術競技場
23	フェンシング		北秋田市		△	○	○	☆	84	北秋田市合川体育館
24	柔道		男鹿市			◎	○	☆	72	男鹿市総合体育館
25	ソフト ボール	成年男子	由利本荘市		△	○	○	☆	330	由利本荘市ソフトボール場
		成年女子			△	○	○			由利本荘市矢島多目的運動広場
		少年男子			△	○	○			由利本荘市ソフトボール場
		少年女子			△	○	○			由利本荘市矢島ソフトボール場
26	バドミントン		美郷町	△	○			☆	96	美郷町総合体育館リオス
27	弓道		秋田市			8/17◎	8/18○	☆	96	秋田県立武道館 近的弓道場・遠的弓道場
28	ライフル射撃		由利本荘市		△	○	○	☆	84	秋田県立総合射撃場
29	剣道		秋田市			◎		☆	120	秋田県立武道館
30	ラグビー フットボール	成年男子	秋田市		8/16△	8/17○	8/18○	☆	276	スペースプロジェクト・トリニティ・アット(八橋運動公園第2球技場)
		少年男子		8/16(金)◎	8/17(土)○	8/18(日)○	8/19(月)○			秋田スポーツPLUS・ASPスタジアム(八橋運動公園球技場)
		女子			8/16△	8/17○	8/18○			
31	スポーツクライミング		秋田市		7/19△	7/20○	7/21○	☆	72	秋田県スポーツ科学センター
32	アーチェリー		秋田市			◎	○	☆	84	秋田県立新屋運動広場
33	空手道		秋田市			8/17◎	8/18○	☆	96	秋田県立武道館 大道場
34	銃剣道		由利本荘市			◎		☆	42	由利本荘市総合体育館
35	クレー射撃		岩手県花巻市				◎		36	花巻市クレー射撃場
36	なぎなた		大仙市			◎	○	☆	42	大曲体育館
37	アイス ホッケー	成年男子	秋田市			12/14	12/15	☆	204	秋田県立スケート場
		少年男子				12/7	12/8			

凡例 △:競技別開始式 ◎:競技別開始式後に競技実施 ○:競技日 ☆:国スポ地区予選を兼ねて実施

【正式競技（会期前1回目実施競技）】

競技名	種別	会場	競技会場	競技日数	競技日程													
					9月													
					5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
水泳	競泳	全種別	佐賀市	SAGAサンライズパーク SAGAアクア	3										●	●	●	
	アーティスティックスイミング	少年女子		SAGAサンライズパーク SAGAアクア	1			●										
	水球	少年男子・女子		SAGAサンライズパーク SAGAアクア	4					●	●	●	●					
	飛込	全種別		SAGAサンライズパーク SAGAアクア	3											●	●	●
	オープンウォータースイミング	男子・女子	伊万里市	イマリンビーチ	1						●							
ローイング	全種別	佐賀市	佐賀市富士しゃくなげ湖水上競技場	4											●	●	●	
バレーボール	ビーチバレーボール	少年男子・少年女子	伊万里市	イマリンビーチ	4											●	●	●
体操	競技	全種別	佐賀市	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ	4	●	●	●	●									
	トランポリン	男子・女子		SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ	1								●					
カヌー	SL・WW	成年男子・成年女子	鹿児島県	湧水町轟の瀬特設カヌー競技場	4										●	●	●	

【正式競技（会期前2回目実施競技）】

競技名	種別	会場	競技会場	競技日数	競技日程												
					9月										10月		
					21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1		
サッカー	成年女子・少年女子	佐賀市	SAGAサンライズパーク SAGAスタジアム	3		●				●							
	成年女子・少年女子		SAGAサンライズパーク セカスタ	3		●	●	●									
	成年女子・少年女子		SAGAサンライズパーク ポールフィールド	3	●	●	●										
	成年女子・少年女子		SAGAサンライズパーク ポールフィールド	3	●	●	●										
	成年女子・少年女子		佐賀市健康運動センター	2	●	●											
	少年男子	鳥栖市	駅前不動産スタジアム（鳥栖スタジアム）	4	●	●		●	●								
	少年男子		鳥栖スタジアム北部グラウンド①	3	●	●	●										
少年男子	鳥栖スタジアム北部グラウンド②		3	●	●	●											
テニス	全種別	佐賀市	SAGAサンライズパーク テニスフィールド	4	●	●	●	●									
	全種別		佐賀県立森林公園テニスコート	4	●	●	●	●									
体操	新体操	少年男子・少年女子	佐賀市	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ	2			●	●								
セーリング	全種別	唐津市	佐賀県ヨットハーバー	4									●	●	●	●	
ソフトテニス	全種別	唐津市	松浦河畔公園庭球場	4	●	●	●	●									
	全種別		佐賀県立唐津東高等学校・唐津中学校テニスコート	4	●	●	●	●									
ライフル射撃	25m	成年男子	佐賀市	佐賀県警察学校	3								●	●	●		
	10m	全種別	大分県	大分県立庄内屋内競技場	4								●	●	●	●	
	50m	成年男子・成年女子		大分県立庄内屋内競技場	3								●	●	●		
	BR・BP	少年男子・少年女子		湯布院スポーツセンター	3								●	●	●		
剣道	全種別	神埼市	神埼中央公園体育館	3								●	●	●			
クレール射撃	トラップ・スキート	成年	佐賀市	佐賀県射撃研修センター	4					●	●	●	●				

【特別競技】

競技名	種別	会場	競技会場	競技日数	競技日程												
					1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目		
					10月												
高等学校野球	硬式	—	佐賀市	さがみどりの森球場	3		●	●		●							
	軟式	—	鳥栖市	鳥栖市民球場	3		●	●		●							

【公開競技】

競技名	種別	会場	競技会場	競技日数	競技日程
綱引	—	唐津市	唐津市文化体育館	2	8月24日（土）～8月25日（日）
武術太極拳	—	嬉野市	U-Spo（嬉野市中央体育館）	2	9月21日（土）～9月22日（日）
パワーリフティング	—	基山町	基山町総合体育館	3	9月6日（金）～9月8日（日）
ゲートボール	—	鳥栖市	鳥栖市陸上競技場	2	9月7日（土）～9月8日（日）
グラウンド・ゴルフ	—	鹿島市	蟻尾山公園	2	9月21日（土）～9月22日（日）
バウンドテニス	—	佐賀市	SAGAサンライズパーク SAGAプラザ	2	8月24日（土）～8月25日（日）
エアロビック	—	武雄市	CableOne SPORTS PARK（武雄市民体育館）	2	8月24日（土）～8月25日（日）

第51回東北総合スポーツ大会 参加申込締切日

競技	県スポ協締切日	実行委員会締切
主会期開催競技	7月18日(木) 17時まで	7月25日(木) 17時まで

主会期外に開催する競技は、下記のとおり

競技	県スポ協締切日	実行委員会締切
ゴルフ	5月9日(木) 17時まで	5月16日(木) 17時まで
カーン / W W	5月16日(木) 17時まで	5月23日(木) 17時まで
アーティスティックスイミング	5月23日(木) 17時まで	5月30日(木) 17時まで
ボウリング	5月31日(金) 17時まで	6月7日(金) 17時まで
体操		
新体操	6月4日(火) 17時まで	6月11日(火) 17時まで
トランポリン		
馬術	6月6日(木) 17時まで	6月13日(木) 17時まで
カーン / S P	6月18日(火) 17時まで	6月25日(火) 17時まで
バレーボール		
水球	6月20日(木) 17時まで	6月27日(木) 17時まで
スポーツクライミング	6月21日(金) 17時まで	6月28日(金) 17時まで
ローイング	6月27日(木) 17時まで	7月4日(木) 17時まで
テニス		
サッカー	7月4日(木) 17時まで	7月11日(木) 17時まで
バレーボール(6人制)		
ライフル射撃	7月9日(火) 17時まで	7月16日(火) 17時まで
弓道		
空手道	7月11日(木) 17時まで	7月18日(木) 17時まで
ラグビーフットボール		
ボクシング	7月18日(木) 17時まで	7月25日(木) 17時まで
相撲		

県スポ協締切日までに以下の書類を提出すること。

- ・【様式1】(R6 夏季)参加資格確認書&記入について(全監督・成年選手用)
- ・【様式2】(R6 夏季)参加資格確認書&記入について(少年選手用)
- ・【様式3】(R6 夏季)ふるさと選手制度使用確認・申請書&使用手続きについて
- ・【様式4. 5】(R6 夏季)選手団名簿(東北総スポ分)

※出場全競技必ず提出

第78回国民スポーツ大会 参加申込締切日

競技	県スポ協締切日	実行委員会締切
水泳、ローイング、体操、カーン、バレーボール(ビーチバレー)、	8月8日(木)	8月15日(木)
サッカー、レスリング、セーリング、自転車、ソフトテニス、相撲、ライフル射撃、剣道、クレー射撃、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン	8月21日(水)	8月28日(水)
陸上競技、テニス、ホッケー、バスケットボール、バレーボール(6人制)、ウエイトリフティング、ハンドボール、卓球、軟式野球、馬術、柔道、フェンシング、ソフトボール、バドミントン、弓道、ラグビー、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、高等学校野球	8月28日(水)	9月4日(水)

注：いずれも17時厳守

県スポ協締切日までに以下の書類を提出すること。

- ・【様式1】(R6 夏季)参加資格確認書&記入について(全監督・成年選手用)
- ・【様式2】(R6 夏季)参加資格確認書&記入について(少年選手用)
- ・【様式3】(R6 夏季)ふるさと選手制度使用確認・申請書&使用手続きについて
- ・【様式4. 5】(R6 夏季)選手団名簿(国スポ分)
- ・健康診断問診票(R6 国スポ版)
- ・概要調査

※様式1～3は東北総スポ申込時に提出した監督・選手分は再提出不要

※※冬季競技については別途通知します※※

監督への公認スポーツ指導者資格義務付けに伴う
第78回国民スポーツ大会本大会(佐賀県)・第79回国民スポーツ大会冬季大会(岡山県・群馬県・秋田県)における取扱いについて

2024年4月15日

■公認スポーツ指導者資格を保有する者

公認スポーツ指導者資格を保有する者とは、「大会参加時(都道府県予選会に申込を完了した時点を起点とする)に公認スポーツ指導者資格の登録状況が『有効』(資格が認定されている状態)である者」をいう。

※2024(令和6)年4月1日(冬季大会は2024(令和6)年10月1日)時点で公認スポーツ指導者資格が『有効』であり、かつ有効期限が2025(令和7)年3月31日以降であること。

※2024(令和6)年4月1日時点で指導者資格の有効期限が2024(令和6)年9月30日の者であっても、2024(令和6)年10月1日付更新登録手続きを行える者は参加が可能。ただし、2024(令和6)年9月30日までに更新登録手続きを行わなかった場合は参加不可。

■公認スポーツ指導者資格を保有する監督が参加できない場合の取扱い

- ・ 都道府県予選会、ブロック大会を含め、選手のみでは参加できない。
- ・ 選手が監督を兼任する競技・種目・種別においては、兼任する監督が公認スポーツ指導者資格を保有していない場合、当該チームは参加できない。

■参加可否一覧

【第78回本大会(佐賀県)】

資格 状況	2024年4月1日現在		大会参加時		参加 可否
	資格有効期限	資格 状況	資格有効期限	資格有効期限	
有効	2025年3月31日以降	有効	2025年3月31日以降		○
	2024年9月30日		2028年9月30日	2024年9月30日	
保留/ 無効	-	有効	2028年9月30日		× ^{※2}
	-		2024年9月30日	2028年9月30日	

※1 2024年10月1日付更新登録手続きを同年9月30日までにに行った者は参加可能

※2 2024年10月1日付登録手続きで認定された場合でも同年4月1日現在に資格が有効ではない者は参加不可

【第79回国民スポーツ大会冬季大会(岡山県・群馬県・秋田県)】

資格 状況	2024年10月1日現在		大会参加時		参加 可否
	資格有効期限	資格 状況	資格有効期限	資格有効期限	
有効/ 保留/ 無効	2025年3月31日以降	有効	2025年3月31日以降		○
	-		保留/ 無効	-	

※1 2025年4月1日付登録手続き予定の場合でも2024年10月1日現在に資格が有効ではない者は参加不可

公認スポーツ指導者競技別資格養成状況及び国スポ監督対象資格 一覧

令和6年4月15日

[第79回大会冬季大会](岡山県・群馬県、秋田県開催)

No	競技名	コーチ1	コーチ2	コーチ3	コーチ4	教師	上級教師	備考
1	スキー	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	— ◎	— ◎	資格名称は「スキー・スノーボードコーチ」
2	スケート	— ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	— ◎	
3	アイスホッケー	● ◎	— ◎	— ◎	— ◎	— ◎	— ◎	

上段・新規養成の有無 ●:新規養成が行われている資格 —:新規養成が行われていない資格
下段・当該大会競技別実施要項に定められた監督資格 ◎:実施要項に定められた資格 —:国スポ監督対象資格ではない資格

[第78回本大会](佐賀県開催)

No	競技名	コーチ1	コーチ2	コーチ3	コーチ4	教師	上級教師	備考
1	陸上競技	● (JAAF公認ジュニアコーチ)	—	● (JAAF公認コーチ)	—	—	—	
2	水泳	◎	◎	◎	◎	● ◎	● ◎	コーチ3, 4は種目別に養成 (競泳、水球、飛込、AS、OWS)
3	サッカー	● (JFA公認C級コーチ)	—	● (JFA公認B級コーチ)	● (JFA公認S級コーチ) ● (JFA公認A級コーチ)	—	—	
4	テニス	●	●	●	●	◎ (JPTA認定)	◎ (JPTA認定)	
5	ローイング	◎	◎	◎	◎	—	—	
6	ホッケー	●	●	●	●	—	—	
7	バレーボール	◎	◎	◎	◎	—	—	
8	体操	●	●	◎	◎	—	—	コーチ1,2は「体操」 コーチ3は「体操競技」「新体操」「トランポリン」、 コーチ4は「体操競技」「新体操」
9	バスケットボール	● (JBA公認C級コーチ)	—	● (JBA公認B級コーチ)	● (JBA公認S級コーチ) ● (JBA公認A級コーチ)	—	—	JBA公認C級コーチ以上の資格を有する者
10	レスリング	◎	◎	◎	◎	—	—	
11	セーリング	◎	◎	◎	◎	—	—	
12	ウエイトリフティング	◎	◎	◎	◎	—	—	
13	ハンドボール	◎	◎	◎	◎	—	—	
14	自転車競技	◎	◎	◎	◎	—	—	
15	ソフトテニス	◎	◎	◎	◎	—	—	
16	卓球	◎	◎	◎	◎	—	—	公認審判員以上の審判員資格を有する者
17	軟式野球	◎	◎	◎	◎	—	—	
18	相撲	◎	◎	◎	◎	—	—	
19	馬術	◎	◎	◎	◎	—	—	
20	フェンシング	◎	◎	◎	◎	—	—	
21	柔道	◎	◎	◎	◎	—	—	かつ全日本柔道連盟公認柔道指導者資格制度 に基づき、AまたはB指導員資格を有する者。
22	ソフトボール	◎	◎	◎	◎	—	—	
23	バドミントン	◎	◎	◎	◎	—	—	
24	弓道	◎	◎	◎	◎	—	—	
25	ライフル射撃	◎	◎	◎	◎	—	—	かつ公益社団法人日本ライフル射撃協会認定B 級コーチの資格を有する者。
26	剣道	◎	◎	◎	◎	—	—	
27	ラグビーフットボール	● (JRFU育成コーチ)	—	● (JRFU強化コーチ)	—	—	—	
28	スポーツクライミング	◎	◎	◎	◎	—	—	山岳コーチ1~4またはスポーツクライミングコー チ1~4を有する者。
29	カヌー	◎	◎	◎	◎	—	—	
30	アーチェリー	◎	◎	◎	◎	—	—	
31	空手道	◎	◎	◎	◎	—	—	全日本空手道連盟公認地区審判員以上
32	銃剣道	◎	◎	◎	◎	—	—	
33	クレール射撃	◎	◎	◎	◎	—	—	
34	なぎなた	◎	◎	◎	◎	—	—	
35	ボウリング	◎	◎	◎	◎	—	—	JBCコーチ制度に基づき、レベル1コーチ、ブロン ズコーチ、シルバーコーチいずれかの資格を有 することが望ましい。
36	ゴルフ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
37	トライアスロン	◎	◎	◎	◎	—	—	

上段・新規養成の有無 ●:新規養成が行われている資格 —:新規養成が行われていない資格
下段・当該大会競技別実施要項に定められた監督資格 ◎:実施要項に定められた資格 —:国スポ監督対象資格ではない資格

各資格の養成状況については日本スポーツ協会HPを参照 <https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid58.html> (日本スポーツ協会HP)
※新規の養成講習会については、必ずしも毎年開催されるとは限りませんので、講習会開催予定を別途ご確認ください。
各大会における実施要項については大会HPを参照 <https://saga2024.com/> (SAGA2024 大会HP)

第 78 回国民スポーツ大会参加申込に係る留意事項について【重要】

公益財団法人日本スポーツ協会
国スポ推進部 国スポ課

- 監督における日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格等の入力
公認スポーツ指導者資格義務付けに関する参加資格違反が何例か発生しています。監督の指導者資格保有状況について十分ご確認いただき、参加申込作業を進めていただきますようお願いいたします。
- 本システムの主な特徴
 - ・ 本システムでは、個人情報保護の観点より、インターネットセキュリティ機能を高めるために「認証コード」機能を採用しております。本システムにログインするためには、「認証コード」機能をお使いください。
なお、「認証コード」を送付するメールアドレスには、個人情報保護の観点から、フリーメールアドレス（Yahoo!メール、Gmail 等）は推奨いたしません。プロバイダ契約を行っているメールアドレスをご登録ください。
 - ・ 申込システムにおける全競技共通の入力項目のうち、「プログラム用所属」欄については、競技別プログラム等に掲載されることを前提に、当該選手・監督の所属団体等をご入力ください。
 - ・ 本システムでは、参加申込情報の送信手順として、「①都道府県競技団体（「確定」）⇒都道府県体育・スポーツ協会」、「②都道府県体育・スポーツ協会（「承認」）⇒開催地都道府県(会場地市町村実行委員会)、中央競技団体」の 2 段階を経ることとなります。この際、①の段階で「確定」ボタン、②の段階で「承認」ボタンをクリックするためには、1 競技単位で全種別・種目等のページにおいて「申込書チェック」を行ってください。
※1 競技単位すべてのページで「申込書チェック」が行われな限り、「確定」及び「承認」ボタンはクリックできません。※別添問合せ事例 Q12 参照
 - ・ 従来の申込システム下での参加申込手続きにおいて、紙媒体で行っていた異字体報告について当協会宛は不要とし、開催地都道府県実行委員会宛に報告を行うこととしております。FAX 送付先の宛先については開催地都道府県実行委員会宛となり、詳細は、本留意事項 P.4 をご参照ください。
- 都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体との連携体制の確立について
 - ・ 開催地都道府県実行委員会等から都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対する疑義事項の照会に係る対応については、都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体が連携・協力の上、遺漏のないよう万全の体制を整えてください。
 - ・ 本資料をはじめとする参加申込関係資料の内容については、必ず貴会加盟競技団体に対しご周知ください。

● 選手及び監督の参加資格の確認について

- ・ 第78回国民スポーツ大会に係る選手・監督の参加資格については、「第78回国民スポーツ大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明(当協会HPに公開済み)」に基づき、すでに貴会傘下の都道府県競技団体に周知いただいていることと思いますが、参加資格の理解をより徹底する観点から、「参加資格確認書」等を各自で作成・活用し、各選手及び監督個人への確認作業を行ってください。

● 参加申込の受理について

- ・ 参加申込情報は開催地都道府県実行委員会、会場地市町村実行委員会、中央競技団体の三者による点検・確認を経た上で、受理いたします。三者の参加申込の受理を含めて、各競技締切日までに申込手続きを完了していただくこととなります。点検・確認には、時間を要することもありますので、参加申込手続きは余裕をもって行ってください。

[参加申込期限]

第一次参加申込締切日(5競技) : 令和6年8月15日(木)

第二次参加申込締切日(12競技) : 令和6年8月28日(水)

第三次参加申込締切日(22競技) : 令和6年9月4日(水)

※ いずれの締切日も17:00をもって参加申込を締め切ります。

- ・ 一旦、参加を申込まれた情報については、原則として、その後の変更、入替、追加等は受けませんので、参加申込情報は、事前に入力内容をよく点検・確認してください。
※但し、当協会、開催地都道府県実行委員会、中央競技団体からの疑義事項照会があった場合は、照会内容をご確認の上、必要に応じて参加申込情報を訂正・修正してください。

● 各競技における参加申込システムの操作について

- ・ 都道府県競技団体が当該競技の申込手続きを行うためには、最終的に「確定」ボタンをクリックする必要があります。「確定」ボタンがクリックされない限り、所属都道府県体育・スポーツ協会において「承認」ボタンがクリックできません。
なお、「確定」ボタンをクリックするためには、当該競技の種別・種目等の全ページにおいて、参加者情報を入力し、不備がないことを確認した上で「申込書チェック」ボタンをクリックし入力を終える必要があります。参加しない種別・種目、あるいは「添付書類」等の使用しないページにおいては、「この申込書を使用しない」ボタンをクリックしてください。
- ・ 都道府県体育・スポーツ協会が当該競技の申込手続きを承認し、受理者側(開催地都道府県、中央競技団体)に対して、参加申込情報を送信するには、最終的に「承認」ボタンをクリックする必要があります。(「承認」ボタンがクリックされない限り、受理者側では「受理」又は「差戻」ボタンがクリックできません)
なお、「承認」ボタンをクリックするためには、当該競技の種別・種目等の全ページにおいて、参加申込情報を確認し、「申込書チェック」ボタンをクリックする必要があります。(参加申込情報を修正するためには、「修正依頼」ボタンをクリックして、当該都道府県競技団体に連絡してください)

- ・ 都道府県競技団体の操作する機能については、すべて都道府県体育・スポーツ協会が代理で行うことができます。 必要に応じて、都道府県体育・スポーツ協会が当該機能をご利用ください。
- ・ 貴会「代表者」名の欄及び「申込責任者」名の欄については、**確定**又は**承認**ボタンがクリックされた後に、自動的に入力されるため、改めての入力は不要です。
但し、事前に本システム内の「メンテナンス」ページ内「組織マスタ」において当該代表者名を、また、同様に「アカウントマスタ」において当該申込責任者名をそれぞれ設定しておく必要があります。
連絡責任者において、入力する内容がない場合（勤務先がない、FAXがない、携帯電話がない等）については当該箇所に『0』を複数個入力してください。
- プログラム掲載用所属の記載方法について
 - ・ 申込書の「プログラム掲載用所属」欄に学校名を記載する場合の対応については、大会の記録業務及びメディアの報道に資する観点から、別添「プログラム掲載用所属の記載方法について」に従い作業を進めください。
- 本部役員の参加申込について
 - ・ 本部役員については、大会期間中の役員の入替が可能です。
 - ・ 本部役員として帯同するスポーツドクター及びアスレティックトレーナーについては、別添「本部役員申込書におけるスポーツドクター及びアスレティックトレーナーの入力方法について」に従い作業を進めてください。
- ふるさと登録・申請について
 - ・ ふるさと登録・申請は、当該大会（ブロック大会を含む）において、ふるさと選手制度を活用して参加した者のみ取りまとめの上、システムへ入力してください。
※ ふるさと登録・申請は、参加資格確認のため、大会ごとに入力が必要となります。 また、都道府県体育・スポーツ協会及び競技団体においても、ふるさと選手制度の適正な使用を確認する上で、各大会における使用状況を把握するためにシステムへの入力が必要となります。
※本システムへのふるさと登録・申請は、ブロック大会及び本大会のみになります。
一方で、都道府県予選会においてふるさと選手制度を使用した場合も、参加資格上、当該大会でふるさと選手制度を使用したこととなります。
そのため、都道府県予選会におけるふるさと登録・申請は、各都道府県で管理いただきますようお願い申し上げます。
 - ・ ふるさと登録・申請に係る本システムへの当該者情報の入力は、必ず、競技別の参加申込情報を入力する前に行ってください。
競技別の参加者情報を入力する際に、「所属区分」において「ふるさと」を選択するためには、事前にふるさと登録・申請の入力を終了の方以外は選択できません。
 - ・ 例年、大会参加申込時において、生年月日のブレや漢字の入力間違い等により、ふるさと登録の回数が正しく表示されていないという報告が多数あります。入力の際、過去大会の出場回数が正しく反映されているか事前に必ずご確認ください。 表示内容が異なってい

る場合については、当協会までご連絡ください。

- ・ ふるさと申込書についても、申請・承認の手続きを行うもしくは使用しないを選択したうえで競技申込書の手続きを進めるようにしてください。

● 参加申込締切後の選手交代（変更）について

- ・ 参加申込締切後の特別な事情による選手の交代(変更)及び棄権に係る手続きについては、所定の用紙により、関係機関・団体へ申請してください。但し、交代（変更）手続きを行った場合には大会終了後、当協会の案内に従い、参加者情報を修正してください。棄権の場合には修正は不要です。

● 各報告書について

- ・ 参加申込を WEB で行うことに伴い、参加申込ページには捺印ができません。このため、本システムを介して申し込む参加者情報については「公印省略」の扱いとし、別途ご提出いただく「第 78 回国民スポーツ大会参加申込手続き完了報告」への捺印をもって、完了報告書として取り扱います。
- ・ 「第 78 回国民スポーツ大会参加申込手続き完了報告」については、当該大会の全ての参加者情報（競技会への参加者、本部役員、視察員）を入力し、「承認」を経た後に、都道府県体育・スポーツ協会から当協会へ報告（郵送）してください。
- ・ 「第 78 回国民スポーツ大会における参加選手の異字体報告」は、氏名に異字体を含む参加者がいる場合に、システムを介しての参加申込手続きの際、「異字体」欄にチェックを入れるとともに、開催地都道府県実行委員会宛にメール送信してください。

佐賀県実行委員会メールアドレス：saga2024kyougi@pref.saga.lg.jp

- ・ 異字体報告は、プログラムへの掲載、表彰状筆耕等の際に必要となります。この報告がない場合、参加申込ページに入力された内容により、プログラム掲載、表彰状筆耕等に反映されます。

● その他

- ・ 本システム内では、過去大会の情報（ふるさと情報含む）等も閲覧できるため、個人情報保護の観点から、別添の「個人情報の保護に関する留意事項」を必ずご熟読の上、適切にご利用ください。
- ・ 本システムに関するお問合せについては、当協会加盟団体（都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体）、並びに、開催地都道府県実行委員会のみから受け付けます。都道府県体育・スポーツ協会及び中央競技団体傘下の各都道府県競技団体からのお問い合わせについては、都道府県体育・スポーツ協会あるいは中央競技団体において取りまとめの上、当協会へお問合せください。

プログラム掲載用所属の記載方法について

公益財団法人日本スポーツ協会
国スポ推進部 国スポ課

申込書の入力事項の各参加者（選手及び監督）「プログラム掲載用所属」欄について、大会の記録業務及びメディアの報道に資する観点から、下記記載方法に従い作業を取りすすめてください。

【記載方法】

➤ 「プログラム掲載用所属」欄に学校名を記載する場合の対応について

※ 身分が学校教職員または学生・生徒の場合でも、「プログラム掲載用所属欄」に学校名を記載せず、所属チーム名等を記載する場合は、以下の対応は不要です。

※ 陸上競技においては、参加資格確認上、陸上競技連盟登録所属名のとおりに入力してください。

(1) 教員の場合

【入力例】 「JSPPO 高等学校 (教)」

※ ここで言う「教員」には、臨時教員や助手及び講師等を含みます。

(2) 職員の場合

【入力例】 「JSPPO 高等学校 (職)」

※ ここで言う「職員」とは、学校に勤務する者のうち、上記 (1) の教員には該当しない者を指します。

(3) 学生・生徒の場合

【入力例】 「JSPPO 高等学校」

※ 学生・生徒の場合は、学校名以外に追記する必要は特にありません。

※画面イメージ

登録

変更も保存 キャンセル

専任監督

基本情報 必須

氏名	姓	名	氏名カナ	名カナ	異字併	名寄せ
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
生年月日	2000	年	01	月	01	日
年齢	19歳 ※2019年04月01日時点					
性別	<input checked="" type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性					

名寄せ

所属 必須

所属区分	プログラム掲載所属
都道府県	北海道
市区町村	札幌市
学校名	札幌市立南高等学校
平家区分	札幌市

プログラム掲載所属: 公益財団法人日本スポーツ協会

「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準

公益財団法人日本スポーツ協会

1. 「居住地を示す現住所」における「日常生活」について

「日常生活」の認定については、次により判断する。

- (1) 原則として、当該大会開催年4月30日から大会終了時（冬季大会は当該大会開催前年の4月30日から10月31日）まで（以下「対象期間」という。）の総日数の半数を超えて、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があること。なお、対象期間中に住民票を異なる都道府県に移動した場合、「居住地を示す現住所」とはならない。

ただし、次に定める各日数は対象期間の総日数から控除する。

- ① 各種競技大会に参加していた日数^{※1}
 - ② 中央競技団体から義務づけられた合宿その他の活動に参加していた日数^{※2}
 - ③ 少年種別年齢域で、「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する選手については、長期休業（夏季等）の日数
- (2) 例外として、上記(1)に該当しない場合であっても、以下のような諸事情を総合的に勘案して、住民票記載の住所において、対象期間の半数を超えて生活していることと同等の生活実態があると本会が判断した場合、「日常生活」と認める。
- ① 自ら所有する住居が存し、又は自らの名義で住居を賃借していること
 - ② 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
 - ③ 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
 - ④ 当該住居に主要な家財道具が存すること

2. 「勤務地」における「主たる勤務実態」について

「主たる勤務実態」の認定については、次により判断する。

- (1) 原則として、対象期間中の総日数から、対象期間中1週当たり労働義務のない日とみなす2日及び対象期間中の国民の祝日に関する法律による休日を控除し、残った日数（以下「総労働日数」という。）の半数を超えて、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務している実態があること。

なお、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等へ現実に通勤している者が、会社の命により、テレワーク勤務等を行う場合、その勤務日についても総労働日数に含むものとする。

ただし、次に定める各日数は、総労働日数から控除する。

- ① 各種競技大会に参加していた日数^{※1}
 - ② 中央競技団体から義務づけられた合宿その他の活動に参加していた日数^{※2}
- (2) 例外として、上記(1)に該当しない場合であっても、現実に通勤し、勤務している会社や事業所等の存する都道府県内において、「日常生活」が認められ、かつ、以下の①、②のいずれも満たす日数について現実に通勤し、勤務している実

態があること。

- ① 対象期間の総労働日数から上記(1)①②を控除した日数のうち、4分の1を超えた日数
- ② 夏季休暇など雇用契約上労働義務を負わない日を対象期間の総労働日数から控除し、残った日数の半数を超えた日数（ただし、夏季休暇など雇用契約上労働義務を負わない日として控除する日数は、勤務形態等を勘案し、合理的な範囲の日数^{※3}に限る。）

※1 「各種競技大会に参加していた日数」について

「各種競技大会」とは、IFまたはNFが主催、主管、または認定する国際または全国レベルの公式・公認大会をいう（記録会等は除く）。

なお、各種競技大会に参加するために係る移動日数については、当該大会の前後1日ずつ（計2日）を上限として、「各種競技大会に参加していた日数」として控除日数の対象と認める。

ただし、当該活動により海外へ移動する場合については、別途公益財団法人日本スポーツ協会が合理的な範囲で移動日数を加算して認めることがある。

【例示：控除となる移動日について】

以下、図示した内容のうち、網掛け箇所が控除対象日

← 所属都道府県外 →								
所属 都道府県	移動日	大会 前々日	大会 前日	大会期間	大会 翌日	大会 翌々日	移動日	所属 都道府県

※ 大会に参加するための移動に係る前後1日（計2日）を控除対象として認める。

← 所属都道府県外 →								
所属 都道府県	移動日	練習等	大会期間 (A大会)	移動日	大会期間 (B大会)	練習等	移動日	所属 都道府県

※ 所属都道府県を起点として、所属都道府県外への発着に伴う移動日数のみを控除対象として認める。

※2 「中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加していた日数」について

「中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動」とは、NFが招集し実施する日本代表選手（候補を含む）としての活動をいい、日本代表合宿・遠征・大会参加や、メディカルチェック、イベントへの参加も含む。

なお、中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加するために係る移動日数については、上記※1と同様の範囲で控除日数の対象と認める。

※3 「合理的な範囲の日数」について

「合理的な範囲」の認定については、個別の事情を勘案し、公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会委員会で審議する。該当する事例が発生した場合には、所属の都道府県体育協会を通じて、公益財団法人日本スポーツ協会へ確認すること。

【Q&A事例】

Q.1 住居を複数有している場合はどうなるか？

A.1 過半を超える住居は1つになるはずです。

なお、競技会参加や日本代表の合宿等の日数を控除しても、対象期間の過半を超えない場合は、必ず公益財団法人日本スポーツ協会へお問い合わせの上、ご確認ください。

Q.2 勤務実態において、アルバイトは認められるのか？

A.2 「勤務地」の要件を満たす際の前提としては、フルタイム（週40時間程度勤務）の職業を意図しております。しかし、近年における雇用形態の多様化（派遣会社員、非常勤講師、業務内容が競技活動を行うこと、等）もあるため、前述の条件と同等と考えられる雇用・勤務形態の場合は、公益財団法人日本スポーツ協会へお問い合わせの上、ご確認ください。

なお、学生の短時間・期間のアルバイト等は勤務として認められません。

Q.3 「各種競技大会」あるいは「中央競技団体から義務づけられた合宿その他の活動」には、任意に行われる競技会や地域（都道府県）レベルの交流試合・合宿・遠征等は含まれるのか？

A.3 IFやNFと関連のない大会や活動は含まれません。また、同様に、選手の所属企業・団体等からの業務命令による出張・遠征等も認められません。

この控除の趣旨は、選手の意思とは別にNFからの指示によって、半強制・義務的に都道府県外で活動することはやむをえず、なおかつ、控除対象として明確に定義・区分することができるとの理由からです。ご質問の内容は、この趣旨に含まれておりません。

<附則>

平成23年2月24日	制定
平成23年4月1日	一部改定
平成23年6月23日	一部改定
平成26年3月13日	一部改定
平成30年4月1日	一部改定
平成30年8月30日	一部改定
令和元年8月29日	一部改定
令和2年9月10日	一部改定
令和5年8月24日	一部改定

第 78 回国民スポーツ大会本大会（2024 年）
「実施要項総則第 5 項（2）所属都道府県」選択における事例
（2023 年 8 月 24 日版）

● 第 78 回国民スポーツ大会本大会実施要項総則

参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

(1) 参加資格

ウ 第 77 回又は 2023 年開催の特別大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第 77 回又は 2023 年開催の特別大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

- a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者

[注] a 及び b は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

- c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

- d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

- a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者（別記 2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

- e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

【凡例】

「—」…不参加

「×」…前回大会又は前々回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

【基本】

	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年	第 81 回大会 2027 年
A 選手	栃木県 (勤務地)	栃木県 (勤務地)	×	×	青森県 (勤務地)	青森県 (勤務地)

【事例1：新卒業者】

	第77回大会 2022年	特別大会 2023年	第78回大会 2024年	第79回大会 2025年	第80回大会 2026年
B選手	栃木県 (居住地) [大学3年]	栃木県 (居住地) [大学4年] 2024.3月卒業	佐賀県 (居住地) (佐賀県へ転居) 「新卒業者」適用	佐賀県 (居住地)	佐賀県 (居住地)
C選手	栃木県 (居住地) [大学3年]	栃木県 (居住地) [大学4年] 2024.3月卒業	— (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) [佐賀県に居住] 「新卒業者」適用	佐賀県 (居住地)

対象者：

第78回本大会[2024年]：

参加状況		卒業年度
第77回	特別	
参加	参加	2023年度(2024.3月)以降に卒業した者
不参加		
参加	不参加	2022年度(2023.3月)以降に卒業した者

※ただし冬季大会へ出場した場合を除く。

※B選手の事例：

B選手は、特別大会に参加し、大会終了後大学を卒業。「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第78回大会においては、当該特例が適用され、特別大会と異なる都道府県から参加することができる。

※C選手の事例：

C選手は、特別大会に参加し、大学卒業後の第78回大会は不参加だったが、「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第79回大会においては、当該特例が適用され、特別大会と異なる都道府県から参加することができる。

【事例 2：結婚又は離婚に係る者】

	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年
D 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地) 大会後離婚	佐賀県 (居住地) 「離婚」適用	佐賀県 (居住地)	佐賀県 (居住地)
E 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地) 大会後結婚 (佐賀県へ転居)	—	佐賀県 (居住地) 〔佐賀県に居住〕 「結婚」適用	佐賀県 (居住地)
F 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地) 大会後結婚 (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 「結婚」適用 大会後離婚 (滋賀県へ転居)	滋賀県 (居住地) 「離婚」適用	滋賀県 (居住地)

対象者：

第 78 回本大会[2024 年]：

参加状況		手続き完了期間
第 77 回	特別	
参加	参加	2023 年 5 月 1 日以降、2024 年 4 月 30 日までに法的手続きを完了した者
不参加		
参加	不参加	2022 年 5 月 1 日以降、2024 年 4 月 30 日までに法的手続きを完了した者

※ただし冬季大会へ出場した場合を除く。

※D 選手の事例：

D 選手は、特別大会に参加し、大会後に離婚をした。「結婚又は離婚に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 78 回大会においては、当該特例が適用され、特別大会と異なる都道府県から参加することができる。

※E 選手の事例：

E 選手は、特別大会に参加し、結婚後の第 78 回大会は不参加だったが、「結婚又は離婚に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 79 回大会においては、当該特例が適用され、第 78 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※F 選手の事例：

「結婚又は離婚に関わる者」の特例は、当該の事象が発生した場合は連続して適用することができる。

【事例 3：一家転住等に係る者】

	第 77 回大会 〔中学 3 年生〕	特別大会 〔高校 1 年生〕	第 78 回大会 〔高校 2 年生〕	第 79 回大会 〔高校 3 年生〕	第 80 回大会
G 選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 「一家転住」適用	佐賀県 (居住地) 2026.3 月卒業	佐賀県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)
H-① 選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 「一家転住」適用	佐賀県 (居住地) 2026.3 月卒業	青森県 (居住地) (青森県へ転居) 「新卒業者」適用
I-① 選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都へ転居) (千葉県の高 校へ転校)	千葉県 (学校所在地) 「一家転住」適用	千葉県 (学校所在地) 2026.3 月卒業	青森県 (居住地) (青森県へ転居) 「新卒業者」適用

	第 77 回大会 〔高校 1 年生〕	特別大会 〔高校 2 年生〕	第 78 回大会 〔高校 3 年生〕	第 79 回大会	第 80 回大会
H-② 選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 「一家転住」適用 2025.3 月卒業	滋賀県 (居住地) (滋賀県へ転居) 「新卒業者」適用	滋賀県 (居住地)
I-② 選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都へ転居) (千葉県の高 校へ転校)	千葉県 (学校所在地) 2025.3 月卒業 「一家転住」適用	滋賀県 (居住地) (滋賀県へ転居) 「新卒業者」適用	滋賀県 (居住地)

対象者：

第 78 回本大会〔2024 年〕：

参加状況		手続き完了期間
第 77 回	特別	
参加 不参加	参加	特別大会終了後、第 78 回大会都道府県予選会までに「一家転住等」に伴う特例措置に係る手続きを完了した者
参加	不参加	第 77 回大会終了後、第 78 回大会都道府県予選会までに「一家転住等」に伴う特例措置に係る手続きを完了した者

※ただし冬季大会へ出場した場合を除く。

※G 選手の事例：

G 選手は、特別大会に参加し、第 78 回大会都道府県予選会までに一家転住したことから、「一家転住等に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 78 回大会においては、当該特例が適用され、特別大会と異なる都道府県から参加することができる。

※H-①、H-②選手の事例：

一家転住の特例で居住地を適用したのち、新卒業者の特例を適用して都道府県を選択する事例。

※I-①、I-②選手の事例：

一家転住の特例で学校所在地を適用したのち、新卒業者の特例を適用して都道府県を選択する事例。

【事例3 補足：「一家転住等に伴う特例措置」に係る参加可能都道府県について】

本特例措置の適用にあたり、参加することができる都道府県は下表のとおり。

		転居先都道府県		
		代表選考前	代表選考中	代表決定後
転居元都道府県	代表選考前	転居先 ②	転居先(転居元) ② ※1	転居元 ①
	代表選考中	転居元 ③	転居元 ③	転居元 ①
	代表決定後	転居元 ④	転居元 ④	転居元 ①
	選考敗退 ※2	×	×	×

〔解説〕

- ① 転居先都道府県の代表が既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ② 転居元都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合は、転居先都道府県から参加することができる。
- ※1 転居先都道府県において代表選考が進行しており、当該参加者が転居先都道府県の代表選考対象とならない場合には、転居元都道府県から参加することができる。
- ③ 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程にある場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ④ 当該参加者が、転居元都道府県の代表として既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ※2 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程において既に敗退していた場合には、転居先都道府県の代表選考状況にかかわらず、参加することはできない。

【事例 4：ふるさと選手制度を活用する者】

	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年	第 81 回大会 2027 年
J 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)	佐賀県 ふるさと	佐賀県 ふるさと	佐賀県 ふるさと	佐賀県 ふるさと
			(1 回目①)	(1 回目②)	(1 回目③)	(1 回目④)
K 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと
		(1 回目①)	(1 回目②)	(1 回目③)	(1 回目④)	(1 回目⑤)
L 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと (1 回目①)	鹿児島県 ふるさと (1 回目②)	滋賀県 (居住地)	滋賀県 (居住地)	滋賀県 (居住地)
M 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと (1 回目①)	鹿児島県 ふるさと (1 回目②)	東京都 (勤務地)	鹿児島県 ふるさと (2 回目①)	鹿児島県 ふるさと (2 回目②)
N 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)	滋賀県 ふるさと (1 回目①)	東京都 (勤務地) 「新卒業者」適用	東京都 (勤務地)
O 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと (1 回目①)	—	鹿児島県 ふるさと (1 回目②)	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)
P 選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと	—	—	—	鹿児島県 ふるさと (1 回目②)
		(1 回目①)				

(例)1 回目①=1 回目活用の 1 年目 1 回目②=1 回目活用の 2 年目
2 回目①=2 回目活用の 1 年目 2 回目②=2 回目活用の 2 年目

対象者：当該大会都道府県予選会参加申込締切日までに手続きを完了した者

※ J 選手、K 選手の事例：

J 選手はふるさと選手制度を活用する基本的な例。K 選手は、都道府県選択方法を変えなければふるさと選手制度を続けて活用し出場する場合、1 回目の制度利用が続くことを示した例。

※ L 選手の場合：

L 選手はふるさと解除の基本的な例

※ M 選手の場合：

ふるさと選手制度第 5 条【「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第 3 項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする】を示した例

※ N 選手の場合：

「ふるさと選手制度」は原則として 2 年以上連続して活用しなくてはならないが、「新卒業者」、「結婚又は離婚に係る者」の例外適用(2 大会以上の間を置かなくとも前回出場の都道府県と異なる都道府県から参加できる)は、ふるさと選手制度の「2 年以上連続して活用」という条件に優先して適用される。

ただし、第 79 回大会の「ふるさと」活用は 1 回目の活用と数え、残りの活用回数は 1 回とする。

※O 選手、P 選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として1回につき2年以上連続して活用しなくてはならないが、1年目の利用後不参加となった場合、次回参加時に「ふるさと」を選択して参加すれば、1回目の継続活用となる。

【事例5：JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置を活用する者】

◆ 少年種別年齢域の選手が特例措置を活用する場合

	特別大会 〔中学3年生〕	第78回大会 〔高校1年生〕	第79回大会 〔高校2年生〕	第80回大会 〔高校3年生〕
Q選手	— (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	—	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
R選手	鹿児島県 (居住地) 2024.3月卒業	— (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
S選手	鹿児島県 (学校所在地) 2024.3月卒業	—	滋賀県 (学校所在地) 「新卒業者」適用	東京都 (居住地) (アカデミー入校) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
T選手	東京都 (居住地) (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕

※ JOC エリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の大会参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会より2大会の間を置いた場合はこの限りでない。

※ Q選手、R選手の事例：

JOC エリートアカデミーに入校した後、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、「卒業小学校所在地」から参加する例。

※ S選手の事例：

S選手は、特別大会で学校所在地から参加し、第78回大会は不参加であったが、第79回大会は「新卒業者」を適用し、特別大会とは異なる都道府県から参加した。第80回大会時(高校3年生時)にJOC エリートアカデミーに入校したため、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、第79回大会とは異なる都道府県(居住地である東京都)から参加する例。

※ T選手の事例：

T選手は、第78回大会(高校1年生時)及び第79回大会(高校2年生時)は不参加であることから、前回大会出場から2大会の間を置いたこととなるため、第80回大会(高校3年生時)において、所属都道府県を変更して参加することができる。

【事例5補足：アカデミー在籍期間中に所属都道府県を移動できない事例】

	特別大会 〔中学3年生〕	第78回大会 〔高校1年生〕	第79回大会 〔高校2年生〕	第80回大会 〔高校3年生〕
U選手	鹿児島県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕 2024.3月卒業	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	東京都 (居住地) 「新卒業者」適用 (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	東京都 (居住地) (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕

※ U選手の事例：

U選手は、特別大会に「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、「卒業小学校所在地」である鹿児島県より参加。

第79回大会の参加にあたっては、JOC エリートアカデミー在籍期間中の初回の参加時に選択した所属都道府県を変更することはできないとの制限が「新卒業者」等の特例より優先されることから、鹿児島県以外の都道府県から参加することはできない。鹿児島県以外の都道府県（東京都）から参加するためには、T選手の事例のように、2大会の間を置く必要がある。

東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置

公益財団法人日本スポーツ協会

「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」（以下「本特例」という。）について、以下のとおり定める。

1. 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2. 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の適用期間】

第79回国民スポーツ大会（滋賀県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成23年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 災害が発生しなかったと仮定した場合、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以前から当該大会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

- 1) 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、当該大会の前々回大会または前回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項 - (i) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の適用期間】

第79回国民スポーツ大会（滋賀県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成23年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

- ② 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が当該大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

- 2) 本項 1) を適用して避難等による移動先の都道府県から当該大会の前回大会または当該大会に参加した者が、当該大会の次回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

- <例> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合
○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

- ① 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地
② 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度(小学校は2015年度)までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

3. 特例の適用に係る手続き

- (1) 本特例の適用を受けて参加する者の所属となる都道府県競技団体は、所定の様式1を所属となる都道府県体育・スポーツ協会へ提出する。
- (2) 所属となる都道府県体育・スポーツ協会は、(1)により提出された内容を確認の上、所定の様式2に様式1の写しを添えて、以下のとおり提出する。
- 1) ブロック大会
ブロック大会実施競技の本特例適用者(都道府県予選会参加者含む)について、各競技参加申込締切日までに当該ブロック大会開催県へ提出する。
- 2) 本大会
全競技の本特例適用者(都道府県予選会参加者含む)について、各競技参加申込締切日までに日本スポーツ協会へ提出する。
- (3) 日本スポーツ協会は、提出内容を取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体等関係各機関・団体へ通知する。

4. その他

本特例に定めのない事項及び特例期間の延長等については、必要に応じ国民スポーツ大会委員会において検討を行うものとする。

附則

- (1) 本特例は、平成23年4月26日に制定、施行し、第66回本大会及び第67回冬季大会から適用する。
- (2) 本特例第2項(3)の「ふるさと選手制度(追加)」及び、同項(1)及び(2)の「適用期間延長(第67回本大会及び第68回冬季大会)」については、平成23年12月15日に改定、第67回冬季大会終了後に施行する。
- (3) 本特例第2項(1)及び(2)の「適用期間延長(第68回本大会及び第69回冬季大会)」及び同項(3)の「ふるさと制度に係る卒業対象年度」については、平成24年12月20日に改定、第68回冬季大会終了後に施行する。
- (4) 本特例第2項(1)及び(2)の「適用期間延長(第69回本大会)」及び同項(3)の「ふるさと制度に係る卒業対象年度」については、平成25年12月12日に改定、第69回冬季大会終了後に施行する。
- (5) 本特例は、平成26年6月12日に改定、施行する。
- (6) 本特例は、平成26年8月28日に改定、施行する。
- (7) 本特例は、平成27年3月12日に改定、施行する。
- (8) 本特例は、平成28年3月3日に改定、施行する。
- (9) 本特例は、平成28年12月16日に改定、施行する。
- (10) 本特例は、平成29年12月15日に改定、施行する。
- (11) 本特例は、平成30年4月1日に改定、施行する。
- (12) 本特例は、平成30年12月13日に改定、施行する。
- (13) 本特例は、令和元年12月12日に改定、施行する。
- (14) 本特例は、令和2年7月17日に改定し、第76回大会より施行する。
- (15) 本特例は、令和2年12月10日に改定し、施行する。
- (16) 本特例は、令和3年12月9日に改定し、施行する。
- (17) 本特例は、令和4年12月9日に改定し、施行する。
- (18) 本特例は、令和5年12月8日に改定し、施行する。

トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項）

1. 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- 1) 大会開催の直近に開催されたオリンピック競技大会（冬季競技はオリンピック冬季競技大会）に参加した者。
- 2) 大会開催年の4月30日（冬季大会は前年10月31日）時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。
 - (1) JOC オリンピック強化指定選手
 - (2) 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者
 - (3) 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2. 特例の内容

1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

(1) 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- ① 当該大会開催年の4月30日以前（冬季大会はこの前年同日）から大会終了時まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

1. 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
2. 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
3. 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
4. 当該住居に主要な家財道具が存すること

- ② 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

(2) 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- ① 当該大会開催年の4月30日以前（冬季大会はこの前年同日）から大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- ② 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3. 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③の通りとする。

4. 特例の適用に係る手続き

- 1) 正式競技実施中央競技団体は、当該大会開催年の4月30日（冬季大会は前年10月31日）現在における「1. 特例の対象となる選手」の氏名等を別に定める様式により、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。
- 2) 公益財団法人日本スポーツ協会は、「国民スポーツ大会参加申込システム」内にて、特例対象選手一覧を公表する。
- 3) 参加都道府県体育・スポーツ協会は本特例活用者を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

5. その他

本特例に定めのない事項については、必要に応じ国民スポーツ大会委員会において協議するものとする。

附則

本特例は、平成23年12月15日に制定し、第67回本大会より施行する。

本特例は、平成26年5月15日に改定し、第69回本大会より施行する。

本特例は、平成29年6月16日に改定し、第73回より施行する。

本特例は、平成30年4月1日に改定し、同日より施行する。

本特例は、令和5年4月1日に改定し、同日より施行する。

本特例は、令和6年1月1日に改定し、同日より施行する。

第78回国民スポーツ大会(佐賀県)における予選会免除対象大会

令和5年12月8日現在

◆ 第33回オリンピック競技大会(フランス/パリ)

【免除対象競技】 19競技

陸上競技、水泳、テニス、ローイング、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、セーリング、ウエイトリフティング、卓球、バドミントン、ライフル射撃、フェンシング、柔道、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、クレール射撃

◆ 各中央競技団体が指定する世界選手権大会等の国際大会

競技名	対象大会	
	No.	大会名
1 陸上競技	1	第11回アジア室内陸上競技選手権大会
	2	2024グラスゴー世界室内陸上競技選手権大会
	3	第45回世界クロスカントリー選手権大会
	4	2024トルコ世界チーム競歩選手権
	5	2024ドバイU20アジア選手権
	6	世界リレー2024
	7	2024韓国アジア投擲選手権
	8	2024ペルーU20世界陸上競技選手権大会
2 水泳	9	第10回ジュニアパンパシフィック選手権(競泳)
3 サッカー	10	AFC U17 Women's Asian Cup Indonesia 2024
	11	FIFA U-17 Women's World Cup Dominican Republic 2024
	12	AFC U20 Women's Asian Cup Uzbekistan 2024(3/3-16)
	13	FIFA U-20 Women's World Cup Colombia 2024(8/31-9/22)
4 テニス ※1 ※1	14	デビスカップジュニア アジア/オセアニア最終予選
	15	ビリージーンキングカップジュニア アジア/オセアニア最終予選
	16	全仏オープン
	17	ウィンブルドン選手権
5 ローイング	18	ワールドカップ I
	19	ワールドカップ II
	20	ワールドカップ III
	21	オリンピック・パラリンピックアジア大陸予選
	22	オリンピック・パラリンピック最終予選
	23	シニア・U19・U23世界選手権
6 ホッケー	24	男子ジュニアアジアカップ
	25	女子ジュニアアジアカップ
	26	男子アジアチャンピオンズトロフィー
	27	女子アジアチャンピオンズトロフィー
7 バレーボール ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1	28	バレーボールネーションズリーグ2024(男子)
	29	男子U18アジア選手権
	30	男子U20アジア選手権
	31	バレーボールネーションズリーグ2024(女子)
	32	女子U18アジア選手権
	33	女子U20アジア選手権
	34	女子U16世界選手権
	35	ビーチU19世界選手権
	36	ビーチU19アジア選手権
8 バスケットボール	37	FIBA3x3 アジアカップ(3x3男子・女子)
	38	UOQT2(3x3男子・女子)
	39	OQT(3x3男子・女子)
	40	FIBA3x3 U18ワールドカップ(3x3男子・女子)
	41	FIBA3x3 U23ワールドカップ(3x3男子・女子)
	42	FIBA U18 女子アジア選手権 2024(5x5女子)
	43	FIBA U17女子ワールドカップ 2024(5x5女子)
	44	FIBA女子ワールドカップ2026 プレ予選(5x5女子)
	45	FIBA U18 アジア選手権 2024(5x5男子)

◆ 各中央競技団体が指定する世界選手権大会等の国際大会

競技名	対象大会	
	No.	大会名
9 セーリング	46	ILCA6 Women's World Championships
	47	ILCA7 World Championships
	48	iQFOiL World Championships
	49	470 World Championships
	50	49er & 49erFX World Championships
	51	プリンセスソフィア杯
	52	French Olympic Week Hyeres 2023 LAST CHANCE REGATTA
10 ウエイトリフティング	53	2024世界ユース選手権大会
	54	2024世界ジュニア選手権大会
	55	2024世界選手権大会
11 卓球	56	世界ユース卓球選手権大会
	※1	57 アジア卓球選手権大会
	※1	58 アジアユース卓球選手権大会
12 フェンシング	59	オリンピック大陸別最終予選
	60	アジア選手権大会
13 柔道	61	世界カデ柔道選手権大会
	62	世界ジュニア柔道選手権大会
14 ソフトボール	63	第17回女子ソフトボールワールドカップ-ファイナル
	※1	64 第18回男子ソフトボールワールドカップ-グループステージ
	※1	65 第2回女子U18ソフトボールワールドカップ-グループステージ
15 バドミントン	66	アジア選手権大会
	67	トマス杯・ユーパー杯
	※1	68 アジアジュニア選手権大会
16 ライフル射撃	69	ISSF FINAL OLYMPIC QUALIFICATION CHAMPIONSHIP
	70	ISSFワールドカップパナー大会
	71	ISSFワールドカップミュンヘン大会
17 スポーツクライミング	72	IFSCスポーツクライミングワールドカップシリーズ
	※1	73 IFSCスポーツクライミング・ユース選手権
	74	IFSC-AGCクライミングアジア選手権
	75	IFSC-AGCクライミングアジアユース選手権
	※1	76 オリンピック予選シリーズ
18 カヌー	77	カヌースラロームワールドカップ第1戦～第3戦
	78	カヌースラロームジュニア・U23世界選手権大会
	79	カヌースプリントバリオリンピックアジア最終予選会
	80	カヌースプリントワールドカップ第1戦・第2戦
	81	カヌースプリントジュニア・U23世界選手権大会
19 アーチェリー	82	2024年 第1回ワールドカップ
	83	2024年 第2回ワールドカップ
	84	2024年 第3回ワールドカップ
	※1	85 2024年 第3回アジアカップ
20 空手道	※1	86 第20回アジアシニア空手道選手権大会
21 クレー射撃	87	ISSFワールドカップ・イタリア大会
	88	ISSFワールドカップ・アゼルバイジャン大会
	89	ISSF 最終オリンピック予選カタール大会
	90	ISSFワールドカップ・モロッコ大会
	91	ISSFワールドカップ・エジプト大会
	92	アジアオリンピック最終予選 アジアカレー射撃選手権クエート大会
	22 ボウリング	93
※1		94 IBF World Bowling Championships 2024

※1 当該大会の会期が未定であることから、会期が国スポ本大会と重複しないことが確認でき次第、予選会免除対象大会として正式決定することを提案。

別記1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2 「『一家転住等』に伴う特例措置」

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。

なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕及び別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項-①に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民体スポーツ大会開催基準要項細則第3項-①-②-②に定める「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規程する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項-②に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項-①に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-①-①-③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] 本特例第1項-②に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-①-①-③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

5 その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容が JOC エリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、当該事業を本特例の対象に加えることができる。

別記4 「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第32回オリンピック競技大会（2021年・東京）に参加した者。
- (2) 2024年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者
 - ア JOC オリンピック強化指定選手
 - イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者
 - ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2024年4月30日以前から大会終了時（2024年10月15日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2024年4月30日以前から大会終了時（2024年10月15日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③のとおりとする。

別記5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県との6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくても、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2024年4月30日以前から大会終了時（2024年10月15日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第77回及び2023年開催の特別大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2024年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくても、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から 2023 年開催の特別大会または第 78 回大会に参加した者が、第 79 回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

<例> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度(小学校は2015年度)までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置

公益財団法人日本スポーツ協会

「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」（以下「本特例」という。）について、以下のとおり定める。

1. 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、新潟県、富山県、石川県、福井県の4県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2. 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の適用期間】

第79回国民スポーツ大会（滋賀県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 令和6年1月1日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 災害が発生しなかったと仮定した場合、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以前から当該大会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

- 1) 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、当該大会の前々回大会または前回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の適用期間】

第79回国民スポーツ大会（滋賀県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 令和6年1月1日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が当該大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

- 2) 本項 1) を適用して避難等による移動先の都道府県から当該大会の前回大会または当該大会に参加した者が、当該大会の次回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

- <例> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合
○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

- ① 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地
② 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2024年度から2025年度(小学校は2028年度)までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

3. 特例の適用に係る手続き

- (1) 本特例の適用を受けて参加する者の所属となる都道府県競技団体は、所定の様式1を所属となる都道府県体育・スポーツ協会へ提出する。
- (2) 所属となる都道府県体育・スポーツ協会は、(1)により提出された内容を確認の上、所定の様式2に様式1の写しを添えて、以下のとおり提出する。
- 1) ブロック大会
ブロック大会実施競技の本特例適用者(都道府県予選会参加者含む)について、各競技参加申込締切日までに当該ブロック大会開催県へ提出する。
- 2) 本大会
全競技の本特例適用者(都道府県予選会参加者含む)について、各競技参加申込締切日までに日本スポーツ協会へ提出する。
- (3) 日本スポーツ協会は、提出内容を取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体等関係各機関・団体へ通知する。

4. その他

本特例に定めのない事項及び特例期間の延長等については、必要に応じ国民スポーツ大会委員会において検討を行うものとする。

附則

- (1) 本特例は、令和6年5月7日に制定、施行し、第78回大会本大会から適用する。

東北総入水関係資料

令和6年度国民スポーツ大会東北ブロック大会
兼第51回東北総合スポーツ大会実施要項
総 則

1 開催趣旨

東北地区のスポーツを振興し、地域住民の体力増進を図るとともに、各県の親善と交流を深め、もって健康で文化的な生活の確立に寄与する。

2 主催等

(1) 主催 公益財団法人日本スポーツ協会 東 北 各 県 東北各県体育・スポーツ協会
東北各県教育委員会 東北高等学校体育連盟 東北中学校体育連盟
東北地区競技団体
秋 田 市 横 手 市 大 館 市 男 鹿 市 湯 沢 市
由利本荘市 大 仙 市 北 秋 田 市 にかほ市 仙 北 市
三 種 町 大 瀧 村 美 郷 町 羽 後 町
(青 森 県) 西 目 屋 村 (岩 手 県) 花 巻 市
(山 形 県) 西 川 町

(2) 主管 秋 田 県 公益財団法人秋田県スポーツ協会 秋 田 県 教 育 委 員 会
秋田県高等学校体育連盟 秋田県中学校体育連盟 開 催 市 町 村
開催市町村教育委員会 開催市町村体育(スポーツ)協会 開 催 県 競 技 団 体
開催市町村競技団体

(3) 後援 スポーツ庁

3 実施競技種目

下表の国民スポーツ大会正式競技(37競技)を実施する。

No.	競技・種目名	No.	競技・種目名	No.	競技・種目名	No.	競技・種目名	
1	水 泳 水球 <small>7-ライティングスイミング</small>	11	バレーボール	6人制	19	卓 球	31	スポーツクライミング
				ビーチバレーボール	20	軟式野球	32	アーチェリー
2	ローイング	12	体 操	体操競技	21	相 撲	33	空手道
3	カヌー <small>スラロームリレーカヌー</small> スプリント			新体操	22	馬 術	34	銃剣道
				トランポリン	23	フェンシング	35	クレール射撃
4	ボウリング	13	バスケットボール	24	柔 道	36	なぎなた	
5	ゴルフ	14	レスリング	25	ソフトボール	37	アイスホッケー	
6	陸上競技	15	ウエイトリフティング	26	バドミントン			
7	サッカー	16	ハンドボール	27	弓 道			
8	テニス	17	自転車	トラック	28	ライフル射撃		
9	ホッケー			ロード	29	剣 道		
10	ボクシング	18	ソフトテニス	30	ラグビーフットボール			

4 会期・会場地

(1) 主会期 令和6年8月23日(金)から25日(日)の3日間

(2) 主会期外 次の競技種目の開催期日は下表のとおりである。

No.	競技・種目名		開催期日
1	水 泳	水 球	7月27日(土)～7月28日(日)
		アーティスティックスイミング	6月29日(土)～6月30日(日)
2	ローイング		7月19日(金)～7月21日(日)
3	カヌー	スラローム・ワイルドウォーター	6月22日(土)
		スプリント	7月13日(土)
4	ボウリング		7月12日(金)～7月14日(日)
5	ゴルフ		6月11日(火)～6月12日(水)
7	サッカー		8月8日(木)～8月11日(日)
8	テニス		7月27日(土)～7月28日(日)
10	ボクシング		9月6日(金)～9月8日(日)
11	バレーボール	6人制	8月16日(金)～8月18日(日)
		ビーチバレーボール	7月12日(金)～7月14日(日)
12	体 操	体操競技	7月5日(金)～7月7日(日)
		新体操男子	7月6日(土)～7月7日(日)
		新体操女子	7月6日(土)～7月7日(日)
		トランポリン	7月7日(日)
21	相 撲		9月21日(土)～9月22日(日)
22	馬 術		7月13日(土)～7月14日(日)
27	弓 道		8月17日(土)～8月18日(日)
30	ラグビー フットボール	成年男子	8月16日(金)～8月18日(日)
		少年男子	8月16日(金)～8月19日(月)
		女 子	8月16日(金)～8月18日(日)
31	スポーツクライミング		7月19日(金)～7月21日(日)
33	空手道		8月17日(土)～8月18日(日)
37	アイスホッケー	成年男子	12月14日(土)～12月15日(日)
		少年男子	12月7日(土)～12月8日(日)

(3) 会 場 地 秋 田 市 横 手 市 大 館 市 男 鹿 市 湯 沢 市
 由利本荘市 大 仙 市 北 秋 田 市 にかほ市 仙 北 市
 三 種 町 大 湯 村 美 郷 町 羽 後 町
 (青 森 県) 西 目 屋 村 (岩 手 県) 花 巻 市
 (山 形 県) 西 川 町

5 競技方法

競技別実施要項による

6 参加資格

第78回国民スポーツ大会実施要項総則の5に示された参加資格とする。

7 表彰

- (1) 各競技の競技別総合順位決定方法は、競技別実施要項による。
- (2) 各競技の男女総合成績第1位に大会会長トロフィーを授与する。
- (3) 各競技の男女総合成績第1位から第3位までにそれぞれ表彰状を授与する。
- (4) 各競技の種別及び種目の第1位から第3位までに賞状を授与する。
- (5) 表彰式は、各競技において行うものとする。

8 参加申込方法

- (1) 各県の体育・スポーツ協会会長及び競技団体会長は、連署の上、各県において選抜された者並びにチームを、大会会長宛てに申し込むものとする。
- (2) 参加申込は、定められた申込締切日までに「国民スポーツ大会参加申込システム（別に定める添付書類を含む。以下同じ）」により行うものとする。
- (3) 参加申込締切日
 - ①主会期に開催する競技は、令和6年7月25日（木）午後5時までとする。
 - ②主会期以外に開催する競技は、下記の期日の午後5時までとする。

No.	競技・種目名		開催期日	申込締切日
1	水 泳	水 球	07月27日（土）～07月28日（日）	6月27日（木）
		アーティスティックスイミング	06月29日（土）～06月30日（日）	5月30日（木）
2	ローイング		07月19日（金）～07月21日（日）	7月 4日（木）
3	カヌー	スラローム・ワイルドウォーター	06月22日（土）	5月23日（木）
		スプリント	07月13日（土）	6月25日（火）
4	ボウリング		07月12日（金）～07月14日（日）	6月 7日（金）
5	ゴルフ		06月11日（火）～06月12日（水）	5月16日（木）
7	サッカー		08月08日（木）～08月11日（日）	7月11日（木）
8	テニス		07月27日（土）～07月28日（日）	7月 4日（木）
10	ボクシング		09月06日（金）～09月08日（日）	7月25日（木）
11	バレーボール	6人制	08月16日（金）～08月18日（日）	7月12日（金）
		ビーチバレーボール	07月12日（金）～07月14日（日）	6月25日（火）
12	体 操	体操競技	07月05日（金）～07月07日（日）	6月 6日（木）
		新体操男子	07月06日（土）～07月07日（日）	
		新体操女子	07月06日（土）～07月07日（日）	
		トランポリン	07月07日（日）	
21	相 撲		09月21日（土）～09月22日（日）	7月25日（木）
22	馬 術		7月13日（土）～7月14日（日）	6月13日（木）
27	弓 道		8月17日（土）～8月18日（日）	7月18日（木）
30	ラグビー フットボール	成年男子	8月16日（金）～8月18日（日）	7月18日（木）
		少年男子	08月16日（金）～08月19日（月）	
		女 子	08月16日（金）～08月18日（日）	
31	スポーツクライミング		07月19日（金）～07月21日（日）	6月28日（金）
33	空手道		08月17日（土）～08月18日（日）	7月18日（木）
37	アイスホッケー	成年男子	12月14日（土）～12月15日（日）	11月14日（木）
		少年男子	12月07日（土）～12月08日（日）	

(4) 各県体育・スポーツ協会は「国民スポーツ大会参加申込システム」による参加申込手続きと併せて、第51回東北総合スポーツ大会秋田県実行委員会（以下「秋田県実行委員会」という。）が定める下記様式の書類を作成の上、期限までに提出するものとする。なお、アイスホッケーに関しては、別の書類により処理するため、この提出書類に含めない。

①提出書類 ア) 完了報告書 イ) 派遣人員総括一覧表
 ウ) 参加料確認書 エ) 添付書類（必要がある場合）

②提出期限 令和6年8月1日（木）午後5時まで

③提出先 第51回東北総合スポーツ大会秋田県実行委員会事務局
 TEL：018-860-1242

E-mail：sports@pref.akita.lg.jp（※メールにより提出すること）

(5) 参加申込締切後の選手交代（変更）は、原則として認めない。ただし、特別な事情がある場合は、別に定める「交代（変更）届」を2部（原本）作成し、秋田県実行委員会および競技別実行委員会（開催県競技団体）に1部ずつ提出するものとする。

9 参加料

(1) 本大会に参加する各県選手団の参加料は、選手・監督・本部役員一人1,000円とする。

なお、参加申込後の参加料の返金は、原則としてしない。

(2) 参加料は、秋田県が別に示す方法により、各県体育・スポーツ協会が納入するものとする。

10 宿泊・昼食弁当申込方法

各県の体育・スポーツ協会及び競技団体は、秋田県実行委員会が別に定める方法により、前記8の申込締切日と同日までに申し込むものとする。

11 宿泊料金等

(1) 宿泊料金

①選手・監督（1泊2食付）	S	15,000円（消費税、入湯税含む）
	A	13,000円（ " ）
	B	11,000円（ " ）
	C	9,000円（ " ）

②本部役員（1泊2食付）		15,000円（ " ）
--------------	--	--------------------------

(2) 昼食弁当

本部役員・監督・選手共通 900円（消費税含む、飲料代含まない）

12 各県本部役員

本部役員を編成する場合は、団長・副団長・総監督・総務で15名以内とし、他に役員として、顧問5名を加えることができる。

13 参加上の注意

(1) 各県選手団は、競技に際し、必ず県名標識をつけなければならない。

(2) 参加選手の健康診断は、各県の責任において全選手に実施するものとする。

(3) 大会参加選手に傷害事故が発生した場合は、別に定める給付基準により見舞金を給付する。

14 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い

参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関しては、別に定める要領により対応するものとする。

東北総合スポーツ大会傷害見舞金給付基準

(目 的)

第1条 この基準は、東北総合スポーツ大会における参加者の負傷・疾病または死亡（以下「傷害」という）に際して、必要な見舞金の給付を行い、大会の円滑な運営に資するため定めるものとする。

(給付の種類)

第2条 前条の給付の種類は、医療見舞金・疾病見舞金及び死亡見舞金（以下「傷害見舞金」という）とする。

(給付の基準)

第3条 第2条に掲げる傷害見舞金は、その傷害が東北総合スポーツ大会の管理下において発生し、医療費用額が3,000円以上のものを対象とし、次の各号に掲げる区分に応じ支給するものとする。

- (1) 傷害見舞金については、健康保険法による療養に要する費用の額につき本人負担にかかる額とし、最高額150,000円の範囲で給付する。
- (2) 死亡見舞金については、300,000円とする。

2 東北総合スポーツ大会の管理下とは、次に掲げる場合とする。東北総合スポーツ大会の開催期間（前日の練習日を含む）において、練習、競技中及び準備等にかかる場合をいう。

(給付の申請)

第4条 傷害見舞金給付にかかる申請は、別に定める様式により、医師の診断書を添えて、当該者の属する県体育・スポーツ協会会長が事故発生1か月以内に、開催県大会会長あて提出するものとする。

(審査及び事務処理)

第5条 傷害見舞金給付の審査及び事務処理は、開催県実行委員会事務局があたるものとする。

2 傷害見舞金給付の対象期間は、事故の日からその日を含めて原則60日以内とする。

(見舞金の給付)

第6条 第3条の基準による見舞金の給付は、当該傷害見舞金給付申請書の内容を審査し、その見舞金額を決定のうえ支給するものとする。

2 前項の基準により支給額を決定したときは、当該県体育・スポーツ協会会長を通じて、当該者に支給するものとする。

3 前項の当該者とは、負傷者が成人の場合は本人または遺族、未成年の場合はその保護者またはこれに準ずる親権者とする。

(財 産)

第7条 見舞金給付にかかる財源は、開催県実行委員会が50万円を拠出しこれに当て、順次累積するものとする。ただし、累積金額の規模により開催県実行委員会は50万円を拠出しないこととすることができる。

(報 告)

第8条 傷害見舞金の給付実績及び決算報告は、「東北総合スポーツ大会報告書」をもってこれにあてる。

(そ の 他)

第9条 本基準外の重要と認める事項については、東北六県体育関係者会議において決定する。

附 則

この基準は、昭和49年第1回総合体育大会から適用する。

昭和50年 9月13日一部改正

昭和53年 8月28日一部改正

平成 3年 6月 4日一部改正

平成 9年 5月19日一部改正

平成26年 5月15日一部改正

平成30年 5月10日一部改正

令和 6年 4月25日一部改正（大会名称の変更）

令和6年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第51回東北総合スポーツ大会
傷害見舞金給付申請書

秋田県実行委員会会長 殿

_____ 県体育（スポーツ）協会会長 (印)

下記の内容が事実と相違ないことを確認し、医師の診断書及び領収書を添えて見舞金を請求します。

傷害事故者	ふりがな 氏名		男・女 歳	職業 学校名	
	住所		競技名		
請求金額					
発生日時	令和6年 月 日 () 時 分				
発生場所					
事故の状況					
令和 年 月 日					
上記は事実に相違ないことを証明します。					
_____ 県 _____ 競技・種別 (_____ の部)					
監督（コーチ）氏名 _____ (印)					

令和6年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第51回東北総合スポーツ大会 個人情報及び肖像権取扱要領

この要領は、令和6年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第51回東北総合スポーツ大会実施要項総則第14項の規定に基づき、秋田県等の主催者や令和6年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第51回東北総合スポーツ大会秋田県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）、開催市町村等が組織する会場地実行委員会及び開催県競技団体（以下「東北総スポ関係機関・団体」という。）が、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

1 個人情報の取り扱い

(1) 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、東北総スポ関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に使用しない。

(2) 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

ア 競技別プログラムへの掲載

イ 競技会場内におけるアナウンス等による紹介

ウ 競技会場内外の掲示板等への掲載

エ 大会関連ホームページへの掲載

(3) 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記(2)で定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

ア 県実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

イ 東北総スポ関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載

ウ 東北総スポ関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載

エ 次回以降の大会プログラムへの掲載

【新記録や総合成績、優勝者及び上位入賞結果（記録）等】

2 肖像権に関する取り扱い

(1) 写真

東北総スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

(2) 写真（写真撮影企業等）

東北総スポ関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、主管する開催県競技団体を中心に対応する。

(3) 映像

東北総スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放送及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配布されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、主管する開催県競技団体を中心に対応する。

3 対応

(1) 承諾書の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技における取り扱いに伴い、別途、主管する開催県競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

(2) 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、東北総スポ関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

佐賀国スホ関係資料

2 総 則

開催の趣旨

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

佐賀県で開催する第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」は「新しい大会へ。すべての人に、スポーツのチカラを。」をメインメッセージに掲げ、「する」「観る」「支える」の視点から、選手も、選手でない人も参加できる大会、エンターテインメント性の高い大会、みんなで力を合わせ、つくる大会をコンセプトに、体育からスポーツに変わる、今だからこそ、すべての人にスポーツのチカラを届ける新しい大会を目指して開催する。

実施方針

1 実施競技

(1) 正式競技 (37 競技)

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

(2) 公開競技 (7 競技)

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

(3) デモンストレーションスポーツ (28 競技)

合気道、アジャタ、いごてだま、ウォーキング、草スキー、クップ、皿かぶり競走、さわやかグラウンド・ゴルフ、3B体操、室内ペタンク、シャッフルボード、スカットボール、スケートボード、スポGOMI、スポーツウエルネス吹矢、スポーツチャンバラ、ソフトバレーボール、滝登り、チャレンジ・ザ・ゲーム、パークゴルフ、バグジー、ビリヤード、フライングディスク、マリンスポーツ、ユニカール、ラージボール卓球、ラダーゲッター、ロープ・ジャンプ・X

(4) 特別競技 (1 競技)

高等学校野球

2 会期及び会場地

(1) 正式競技・特別競技 (13 市、11 町：計 24 市町)

会 期	会 場 地
2024 年10月 5 日 (土) ～10月15日 (火) 〔11日間〕	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、大分県日田市、兵庫県三木市
2024 年 9 月 5 日 (木) ～ 9 月17日 (火) 〔13日間〕	佐賀市、伊万里市、鹿児島県湧水町 ※ 水泳、ローイング、バレーボール (ビーチバレー)、体操 (体操競技、トランポリン)、カヌー (SL・WW) 競技会は上記会場地で実施
2024 年 9 月21日 (土) ～10月 1日 (火) 〔11日間〕	佐賀市、唐津市、鳥栖市、神崎市、大分県由布市 ※ サッカー、テニス、体操 (新体操)、セーリング、ソフトテニス、ライフル射撃、剣道、クレー射撃競技会は上記会場地で実施

(2) 公開競技 (6 市、1 町：計 7 市町)

会 期	会 場 地
2024 年 8 月24日 (土) ～ 9 月22日 (日)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、武雄市、鹿島市、嬉野市、基山町

(3) デモンストラーションスポーツ (7 市、8 町：計 15 市町)

会 期	会 場 地
2024 年 4 月21日 (日) ～10月13日 (日)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、武雄市、鹿島市、嬉野市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町

(4) 文化プログラム

文化プログラムの実施については、「文化プログラム実施基準」に基づき、2024 年 4 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの期間で、原則として、県内市町で開催する。

3 競技方法

各競技別実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動 (ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育活動) は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」(TUE) の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民スポーツ大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が 18 歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第77回又は2023年開催の特別大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第77回又は2023年開催の特別大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 選手、監督並びに本部役員帯同のスポーツドクター及びアスレティックトレーナーは、大会参加前の1年以内に公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。

ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ケ 上記のほか、監督については日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

(エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2024年4月30日以前から本大会終了時（2024年10月15日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記4「トップアスリーの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

- b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者
- b 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

- ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。
 - (ア) 成年種別に参加する者は、2006年4月1日以前に生まれた者とする。
 - (イ) 少年種別に参加する者は、2006年4月2日から2009年4月1日までに生まれた者とする。
 - (ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2024年4月1日を基準とする。
- イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2009年4月2日から2010年4月1日までに生まれた者）とする。
- (4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

- (1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	—————	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注] 「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。

ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表彰

- (1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。
- (2) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。
- (4) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (5) 各競技の各種別及び各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、更にその都道府県名と個人名を記載したもの、又は都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

(1) 参加申込

都道府県体育・スポーツ協会会長（代表者）及び競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。

(2) 参加申込締切

参加申込は、定められた締切日までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。なお各競技別実施要項の「参加申込み方法」を併せて確認すること。

(3) 参加申込締切日

締切日	競技
2024年 8月15日(木) 【5競技】	水泳、ローイング、バレーボール（ビーチバレーボール）、体操、カヌー
2024年 8月28日(水) 【12競技】	サッカー、レスリング、セーリング、自転車、ソフトテニス、相撲、ライフル射撃、剣道、クレ射撃、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
2024年 9月4日(水) 【22競技】	陸上競技、テニス、ホッケー、バレーボール（6人制）、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、高等学校野球

(4) 参加申込様式

参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。

(5) 公開競技の参加申込

公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

(6) 選手の交代

参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により次のア～ウ宛に届け出なければならない。

ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局

イ SAGA2024実行委員会事務局

ウ SAGA2024各競技会場地市町実行委員会事務局

なお、日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10 大会参加負担金

(1) 大会に参加選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、大会参加負担金を納入する。一人当たりの大会参加負担金の額は下記のとおりとする。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	3,000円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	6,000円

[注] 地震、風水害、感染症およびその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金を行わない。

(2) 大会参加負担金は、都道府県体育・スポーツ協会でき取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限 2024年9月5日（木）

イ 納入先 みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729
公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、SAGA2024実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込み。

12 都道府県選手団本部役員編成

(1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。

ア 参加選手 500名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計20名以内とする。

イ 参加選手 300名以上 500名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計15名以内とする。

ウ 参加選手 300名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計10名以内とする。

(2) 上記役員のほか、5名以内の顧問を設けることができる。

(3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。な

お、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

- (4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。

なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

- (5) 都道府県選手団本部役員の1日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。
- (6) 都道府県選手団本部役員の参加申込は、2024年9月4日(水)までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

13 視察員

- (1) 視察員は、1都道府県3名以内とする。ただし、2025年以降の国民スポーツ大会の開催が決定又は内定している県については、滋賀県100名以内、青森県及び宮崎県60名以内、長野県及び群馬県40名以内とする。
- (2) 都道府県の視察員の参加申込は、2024年9月4日(水)までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

14 大会参加章、記念章及びADカードの交付

大会参加章、記念章及びADカードは、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員
- (2) 記念章
公開競技・デモンストレーションスポーツ参加者
※ 公開競技参加者への交付は、中央競技団体との協議による。
- (3) ADカード
都道府県選手団、公開競技に参加する選手・監督及び役員、大会役員・競技会役員及び競技団体が指定した競技役員、大会主催者及び競技会主催者が認めた者にはADカード(Accreditation Card)を交付する。

15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付されたADカードを携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。

16 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い

日本スポーツ協会、SAGA2024実行委員会、SAGA2024各競技会場地市町実行委員会及び国民スポーツ大会実施競技中央競技団体(以下「国スポ関係機関・団体」という。)は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

- (1) 個人情報の取り扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国スポ関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 総合プログラム及び競技別プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) SAGA2024実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国スポ関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国スポ関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取り扱い

ア 写真

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国スポ関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配付されることがある。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国スポ関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

17 都道府県大会及びブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込み。

なお、参加は1人1競技に限る。

- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民スポーツ大会参加申込システムにより行い、様式は日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。

- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

- (7) 競技運営に差し支えない限り、佐賀県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

18 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民スポーツ大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。

- (2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（一人あたり1,000円）を、日本スポーツ協会に納入する。

- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

19 SAGA2024の取り組み

- (1) 選手の活躍にスポットを当てた表彰

選手の活躍は、観る人、支える人などにとって「感動する。魂が揺さぶられる」など「スポーツのチカラ」を多くの方に届けることができる。それぞれの選手の活躍にスポットを当てた「称える・伝える」表彰制度を創設し、表彰する。

- (2) 観戦機会の拡大

「すべての人に、スポーツのチカラを。」の実現に向け、全国で大会の観戦・応援ができる環境づくりとしてインターネットを活用した正式競技の動画配信に取り組む。また、「一人でも多くの方に会場で観戦・応援を楽しんでほしい。」という思いから、夕方以降の試合が可能な一部

の競技においてナイトゲーム開催に取り組む。

(3) 健康づくりの推進

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）の趣旨に鑑み、開・閉会式会場及び競技会場を原則禁煙とする。また、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、大会参加者は、会場周辺の道路や駅、一般の店舗等における受動喫煙防止についても十分な配慮すること。

20 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) 大会運営にあたり、選手・観客・大会関係者への安全を最優先に配慮し、気象状況・感染状況・交通状況・テロ行為等の各種災害に伴い、安全確保が見込めないと主催者が判断した場合は、主催者の指示に従うものとする。また、安全確保のために、参加申込システムに登録された以外の個人情報を取得する場合がある。取得した情報については、目的以外に利用しない。
- (3) その他の事項については、国民スポーツ大会開催基準要項及び同細則による。

重要

個人情報の保護に関する留意事項

国民スポーツ大会参加申込システム（以下「本システム」という）を利用するにあたっては、下記の内容をご熟読いただいた上で、個人情報の保護に関して適切にご対応ください。

また、以下留意事項のほか、都道府県体育・スポーツ協会、都道府県競技団体はじめ本件に関連して個人情報を扱う個人・組織が、本業務で得た個人情報を独自に使用する場合は、事前に本人の同意を得るなど個人情報保護関連法令に定める事項を遵守してください。

1. 個人情報の利用目的・範囲

本システムに登録された個人情報は、都道府県体育・スポーツ協会、都道府県競技団体、開催地都道府県実行委員会、会場地市町村実行委員会、ブロック大会実行委員会、中央競技団体、日本スポーツ協会、並びに、ふるさと登録選手については当該の都道府県体育・スポーツ協会において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用します。また、競技別プログラム掲載事項に関する情報は、公表することがあります。

- ※ 本システムに登録された個人情報は、原則として、上記の利用目的・範囲以外で使用することはできません。
- ※ 個人情報を取得される際には、本人に対して、上記の利用目的・範囲をお示しの上、同意を得てください。
- ※ 本システムに登録された個人情報を上記の利用目的・範囲以外で利用する場合には、貴団体の責任において、別途、本人に対してその利用目的・範囲をお示しの上、同意を得てください。

2. 個人情報の適切な管理

- (1) 第三者に対して、本システムで入手した個人情報を事前に本人の同意を得ずに提供しないでください。ただし、貴団体における業務遂行上、委託業者等へ個人情報を渡す必要がある場合は、別途、当該業者との間で、適切な個人情報の保護に関する契約を締結してください。また、当該業者に委託した業務が終了した後は、速やかに当該業務で使用した個人情報を適切に破棄するよう指示してください。
- (2) 個人情報を含む紙媒体や電子媒体（CD-R、フラッシュメモリ等）等の物理的な資料の保管にあたっては、施錠可能なキャビネット等により紛失・盗難に備え、適切に保管してください。

個人情報がクラウド環境に格納されている場合についても、適切なクラウド提供者を選定するとともに、十分なセキュリティ措置を講じるようにしてください。

3. ID 及びパスワードの適切な管理

- (1) 本システムを利用するにあたっては、各関係機関・団体に対して、ID 及びパスワードを付与いたしますが、当該 ID 及びパスワードは関係者以外の目に触れないよう適切に管理してください。
- (2) 都道府県体育・スポーツ協会から傘下都道府県競技団体に対して、あるいは開催地都道府県実行委員会から会場地市町村実行委員会に対して、ID 及びパスワードを連絡する際には、個人情報保護のセキュリティの観点から、ID を郵送（簡易書留等）、パスワードをメール（暗号化）で送信する等、ID とパスワードは必ず別送してください。
※ 別送の方法については、ID をメール（暗号化）送信、パスワードを口頭で連絡する等、安全が確保されたものであれば、特に指定いたしません。各団体の状況により適切にご対応ください。
- (3) 本システムを利用するにあたっては、1つの ID 及びパスワードを用いて、複数人が同時に本システムにログインすることはできません。

4. 取扱端末の適切な管理

- (1) 個人情報を蓄積している PC 等の端末（以下、「PC 等」という）については、紛失、盗難等に備え、適切な管理、取り扱いにご留意ください。
- (2) 個人情報を含んだ PC 等の取り扱いについて、使用者別に使用権限を限定する設定を行う等、PC 等上に含まれた個人情報の流出、紛失等に備え、適切にご対応ください。
また、個人情報を含んだ PC 等から離席する際には、当該 PC 等からサインアウトする等、第三者の使用を防止してください。
- (3) インターネットからの悪意のある攻撃（接続／アクセス）に対して、セキュリティソフトをインストールする等、必要な対策を講じてください。
- (4) WINNY 等の P2P ファイル交換ソフトがインストールされている PC 等での本システムへのアクセスは禁止いたします。すでにインストールされている場合には、アンインストールした後に、本システムへアクセスください。
- (5) 不特定多数の方が使用できる PC 等（インターネットカフェ等）やインターネット回線（フリーWi-Fi 等）を使用したからの本システムへのアクセスは禁止いたします。
- (6) 参加選手団の個人情報を元に、別途資料等を作成する場合については、パスワードで読取を制限する等、細心の注意をお願いいたします。
- (7) 大会終了後、参加申込情報（参加者データ）については、業務上必要な情報以外、適切に削除・破棄していただき、情報が流出しないようご対応ください。

令和5年6月6日

令和5年度第1回国民スポーツ大会委員会決定

SAGA2024国スポ 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第78回国民スポーツ大会本大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、役員等（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

SAGA2024実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町実行委員会（以下「市町委員会」という。）は、SAGA2024合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿泊対象者

この要項に定める宿泊対象者は、大会参加者のうち次に掲げる者で合同配宿本部に宿泊申込みのあった者とする。

- (1) 選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、特別招待者、競技会役員、競技役員及び視察員
- (2) 報道員及びその他大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者

5 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保について、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所という。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町の旅館等及び研修所等の宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により、支障があると認められる宿舎は利用しない。

6 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況及び環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別及び男女別に考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1人の宿舎に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。

7 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の15時から出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とするが、1泊朝食、素泊まりも可とする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は下表の料金範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

宿泊対象者	宿泊料金（税抜）			備考
	1泊2食	1泊朝食	素泊まり	
4（1）に掲げる者	3,000円 ～18,000円	2,400円 ～14,400円	2,100円 ～12,600円	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
4（2）に掲げる者		2,400円 ～14,400円	2,100円 ～12,600円	

※1 1泊2食の宿泊料金は、500円刻みとする。

※2 1泊朝食料金は、1泊2食料金の80%相当額とする。

※3 素泊まり料金は、1泊2食料金の70%相当額とする。

(3) 入湯税等

入湯税及び宿泊税（導入している県のみ）については、外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに4日前までに申し出た場合に限る。ただし、競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舎と協議の上、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額とする。

宿泊対象者	宿泊料金（税抜）	
	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
4（1）に掲げる者	2,400 円～14,400 円	2,700 円～16,200 円
4（2）に掲げる者		2,100 円～12,600 円

(5) 休憩料金

入宿日の 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊取消料

ア 大会参加の取消し等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は下表のとおりとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の 9 日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
宿泊予定日の 8 日前から 宿泊予定日の 4 日前まで	宿泊料金（税抜）の 20%	
宿泊予定日の 3 日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の 50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の 100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・取り消した泊数に関わらず、一人につき 1 泊分の取消料のみとする。

イ 選手・監督が、競技敗退又は荒天等による競技会会期の短縮決定により、宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めに関わらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
競技敗退又は競技会会期短縮による宿泊取消しを申し出た当日	100%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
競技敗退又は競技会会期短縮による宿泊取消しを申し出た翌日以降	不要	

ウ 災害等（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後に関わらず、上記アの例によるものとする。

なお、この規定は、大会参加者全てに適用するものとする。

エ 宿泊申込後、変更・取消しの申し出がない場合の取消料は、上記ア、イの定めに関わらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

オ 宿泊取消料は、宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）又は本人が当該宿舎へ支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(8) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者が、各宿舎の指定する方法により精算する。

ただし、選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあつては、出発日に一括精算することができる。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和6年9月1日（日）15時から令和6年10月16日（水）10時までとする。

ただし、選手・監督、競技会役員及び競技役員においては、原則として、参加する競技の開始日の4日前の15時から、競技終了翌日の10時までとする。

8 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊事務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

(2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあつては、第78回国民スポーツ大会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。

(3) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

(4) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員については、申込期限までに宿泊申込がなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

9 宿泊の変更及び取消し

(1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会参加の取消し等の特別な事情のない限

り認めない。

なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国体委員会において報告する。

- (2) 入宿前の宿泊人数又は宿泊日程の変更及び取消しについては、実施要領により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更及び取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっては、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日とする。

- (3) 入宿後の宿泊人数の変更及び取消しについては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出があった日とする。宿舎は、変更及び取消しを受け付けた場合、精算後に合同配宿本部に報告する。

- (4) 合同配宿本部が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じた全ての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

10 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心かつ参加者のパフォーマンスやコンディションに配慮すること。また食材については、SAGA2024の大会期間中に大量調達が可能で、かつ食材費も考慮の上、利用可能なものを選定する。なお、可能な範囲で県産品を活用する。

- (2) 昼食については、大会参加者の希望により、県委員会又は市町委員会が別に定める方法によりあつせんするものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当（お茶を含む）	1,000円以内（税抜）

11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。

- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、開催時の税率を適用するものとする。

SAGA2024国スポ 宿泊事務実施要領

1 趣旨

この要領は、「SAGA2024国スポ宿泊要項」（以下「宿泊要項」という。）に基づき、宿泊要項適用者に係る宿泊業務の実施に関して必要な事項を定める。

2 宿泊申込手続き

(1) 宿泊申込代表者

SAGA2024国スポ合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）は、SAGA2024国スポに参加し、又は派遣される者の宿泊申込に関して以下の区分ごとにそれぞれ宿泊の申込みに関する責任を負う者（以下「宿泊申込代表者」という。）を指定する。

宿泊申込代表者は、宿舍の責による場合を除き、当該区分に定める者の宿泊の申込みについて最終的な責任を負う。

区分		宿泊申込代表者
都道府県選手団	選手・監督	各都道府県体育・スポーツ協会会長
	本部役員	
視察員（後催県視察員を除く）		
競技会役員		佐賀県内の各競技団体の長
競技役員	県内	全国を統括する各競技団体の長
	県外	
報道員		宿泊希望のあった各社の代表者
大会役員		宿泊希望のあった各団体等の代表者
特別招待者		
その他大会関係者 （後催県視察員を含む）		

※ その他大会関係者とは、大会運営に参加する者で、合同配宿本部が宿泊を必要と認めた者をいう。

(2) 宿泊責任者

ア 宿泊申込代表者は、宿泊者の中から、宿泊日が同一のグループ又は行動を共にするグループごとに宿泊責任者を定める。

ただし、宿泊者以外に行動を共にする者がいない場合は、宿泊者本人を宿泊責任者として取り扱う。

イ 宿泊責任者は、宿泊者を代表し、宿泊者と宿舎との間で必要な事務の処理に当たる。

(3) 宿泊の申込み

ア 宿泊申込システム

SAGA2024国スポの宿泊申込みは、宿泊申込システム（合同配宿本部が運営し、インターネットを介して、宿泊申込みを受け付け処理するシステムをいう。以下「システム」という。）により申込まなければならない。

ただし、システムに異常があり、システムによる宿泊申込みが困難な場合は、ファクシミリ、郵便又はメールによる申込みできるものとする。

イ 宿泊申込みに必要なID・パスワード等の通知

合同配宿本部は、システムを利用した宿泊申込みに必要なID・パスワード等を宿泊申込代表者に通知する。

ウ 申込方法

宿泊申込代表者はシステムにアクセスし、合同配宿本部から通知されたID・パスワードを入力してログインし、宿泊申込入力画面に必要事項を入力の上申し込む。

なお、合同配宿本部は上記ID・パスワードによりログインした者が行った宿泊申込みについて、宿泊申込代表者本人により行われたものとして取り扱う。

エ 申込先

SAGA2024国スポ配宿センター

住 所：〒840-0825 佐賀県佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル2階

電 話：0952-41-1601

FAX：0952-41-1604

システムのインターネットアドレス：別に定める

オ 申込期限

(ア) 事前登録

区分	申込期限
都道府県選手団本部役員、視察員、競技会役員、競技役員（県内、県外）、報道員、大会役員、特別招待者、その他大会関係者	令和6年6月17日（月）まで

(注) 事前登録のない場合、宿泊本申込は認められない。

(イ) 宿泊本申込

区分	対象	申込期限
都道府県選手団(選手・監督)、競技会役員、競技役員(県内、県外)	水泳、体操、ローイング、カヌー、バレーボール(ビーチバレー)、セーリング、トライアスロン、自転車、相撲、レスリング	令和6年8月13日(火)まで
	サッカー、テニス、ソフトテニス、ライフル射撃、クレー射撃、剣道、ゴルフ、ボウリング	令和6年8月28日(水)まで
	上記以外の競技	令和6年9月4日(水)まで
都道府県選手団(本部役員)、視察員、報道員、大会役員、特別招待者、その他大会関係者	水泳、体操、ローイング、カヌー、バレーボール(ビーチバレー)、セーリング、トライアスロン、自転車、相撲、レスリング	令和6年7月29日(月)まで
	サッカー、テニス、ソフトテニス、ライフル射撃、クレー射撃、剣道、ゴルフ、ボウリング	令和6年8月9日(金)まで
	上記以外の競技、開・閉会式	令和6年8月16日(金)まで

(注) 宿泊申込期限以降は、宿泊申込みを受け付けない。

(4) 宿舎の決定

- ア 合同配宿本部は、宿泊申込みを受理した後に、宿舎の決定を行う。
- イ 合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、宿泊申込代表者が宿舎決定通知書をシステムの画面上から確認できるようにする。
- ウ 合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、当該宿泊施設(以下「指定宿舎」という。)に対し、配宿決定通知書兼宿舎確認回答書を送付する。
- エ 合同配宿本部は、宿舎を決定した場合には、会場地市町実行委員会(以下「市町委員会」という。)に対し、配宿結果のデータをシステムにより確認できるようにする。

(5) 宿泊の変更及び取消し

- ア 宿舎決定後の宿泊の変更及び取消し(以下「宿泊変更等」という。)については、大会への参加取消し等、特別な事情がない限り認めない。
また、都道府県選手団等の宿泊に関し、不適切な対応が発生した場合は、

「第 68 回国民体育大会における宿泊について」（平成 25 年 9 月 11 日付け第 25 回体協国体発第 85 号）の趣旨に基づき、日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会に報告する。

イ 前号に掲げる事情による宿泊変更等の受付開始時期は、合同配宿本部がシステムの画面上で確認できるようにしたとき以降とする。

ウ 宿泊申込代表者が宿泊変更等を行う場合は、システムを利用し、宿泊変更・取消画面に変更内容を入力の上、合同配宿本部に申し込む。

ただし、システムに異常があり、システムによる宿泊変更等が困難な場合は、ファクシミリ、郵便又はメールによる申込みができるものとする。

エ 合同配宿本部は、受理した宿泊変更等の内容を速やかに指定宿舎に連絡し、調整を行う。

なお、調整結果については、宿泊申込代表者が宿舎決定通知書をシステムで確認できるようにし、その処理結果を記録する。

オ 選手・監督が競技敗退後又は荒天等による競技会会期短縮の決定後において宿泊を取消す場合は、宿泊要項により特例として取り扱う。

ただし、宿泊責任者が取消しを申し出る権利は取消しの理由となる事実が決定した後発生し、また申し出の効力の発生は宿舎に申し出ることによって発生する。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

3 宿泊料金等の精算

- (1) 宿泊料金、休憩料金、入湯税、宿泊税及び宿泊取消料（以下「宿泊料金等」という。）の精算は、宿泊要項の定めるところにより、各宿舎の指定する方法により精算を行う。
- (2) 指定宿舎と宿泊責任者は、宿泊日ごとに宿泊人数、欠食の有無等の宿泊内容について、宿泊連絡票（様式 1）等により互いに確認する。
- (3) 指定宿舎と宿泊責任者は、互いに確認した宿泊内容に基づき、宿泊精算確認書（様式 2）により、宿泊責任者の退宿時にその支払額を確定する。
- (4) 指定宿舎は、宿泊精算確認書 3 片のうち 1 片を退宿時に宿泊責任者に交付し、1 片を速やかに合同配宿本部へ送付する。また、残りの 1 片は指定宿舎が保管する。
- (5) 指定宿舎は、宿泊精算確認書に基づき、宿泊責任者を債務者として宿泊料金等を請求する。

4 宿舎における紛議

宿舎における紛議が生じた時は、次により解決する。

- (1) 指定宿舎は、速やかに宿泊責任者との間でその処理に当たる。
- (2) 宿泊に係る紛議について、当事者の間において解決することが困難な場合、合同配宿本部がその処理に当たる。

5 個人情報の取り扱い

宿泊申込みに記載された個人情報は、適切な管理に努めるとともに、合同配宿本部において宿泊業務に限り利用し、その他の目的に利用しない。

また、収集した個人情報は、SAGA2024国スポ終了後、統計資料作成に利用した後、削除する。

6 その他

この要領に定めのない事項については、合同配宿本部が別に定める。

参加申込関係様式

令和6年度 参加資格確認書 <<〇〇選手用>>

☆ ☆ 必ず本人自筆のうえ、申込責任者はこれをもとに申込システムへ入力すること ☆ ☆

競技名				種目・階級等					
氏名	丁寧			生年月日	西暦	年	月	日	生まれ
フリガナ				性別	男性 <input type="checkbox"/>	女性 <input type="checkbox"/>			
勤務先又は所属先	省略せずに正式名称で丁寧に記載してください				<input type="checkbox"/> 学生(年生) <input type="checkbox"/> 教員 <input type="checkbox"/> 学校職員				
監督記入欄	区分	<input type="checkbox"/> 専任 or <input type="checkbox"/> 兼任		日本スポーツ協会公認指導者資格名					
	指導者資格登録No.(7桁)			その他競技別必要資格名、No.等					
	緊急時連絡先	携帯電話番号: - -		メールアドレス:					

1. 所属区分について、該当する項目ア～ウに☑し、市町村名等を記入してください

選択肢	市町村名等	内容 (必ず一読のうえ確認ください)
<input type="checkbox"/> ア 居住地を示す現住所	市町村名記入	今年度の4月30日以前から競技会終了時まで、引き続き居住地が秋田県内にあり、生活していること。確認が必要な場合は住民票に記載の日付を確認してください。
<input type="checkbox"/> イ 勤務先	市町村名記入	今年度の4月30日以前から競技会終了時までの勤務先(実際に通勤し、その会社と雇用関係がある職場)の所在地が秋田県内であること。
<input type="checkbox"/> ウ ふるさと	卒業学校名記入	卒業した小学校、中学校又は高校の所在地が秋田県内にあり、そのいずれかを登録する。 ※登録は別途競技団体を通じ手続きを行う ※専修学校など(例:秋田公立美術大学附属高等学院)は不可

※参加資格の詳細は、日本スポーツ協会・国体参加資格、年齢基準等の解釈説明、「日常生活」ならびに「主たる勤務実態」の考え方を参照

2. 過去2年間における国スポ・東北総スポ・県予選会の出場履歴について記入してください

年度	競技会	参加状況 (該当する箇所☑)	所属都道府県
令和5年度	国スポ	<input type="checkbox"/> 出場した or <input type="checkbox"/> 不出場	都道 府県
	東北総スポ	<input type="checkbox"/> 出場した or <input type="checkbox"/> 不出場	
	秋田県予選会	<input type="checkbox"/> 出場した or <input type="checkbox"/> 不出場	
令和4年度	国スポ	<input type="checkbox"/> 出場した or <input type="checkbox"/> 不出場	都道 府県
	東北総スポ	<input type="checkbox"/> 出場した or <input type="checkbox"/> 不出場	
	秋田県予選会	<input type="checkbox"/> 出場した or <input type="checkbox"/> 不出場	

参考 令和5年度は —— 本大会: 鹿児島県 ｽ-競技会: 山形県 ｽｸｰﾄﾞ・ｱｲﾁ: 北海道 東北総ｽｯ: 岩手県
 令和4年度は —— 本大会: 栃木県 ｽ-競技会: 岩手県 ｽｸｰﾄﾞ・ｱｲﾁ: 青森県 東北総ｽｯ: 青森県

3. 特例措置等を使用する場合に記入してください ※参加申込責任者は必ず事前に県スポーツ協会へ確認

使用する特例措置・制度名	<input type="checkbox"/> 新卒業者(卒業校名:) <input type="checkbox"/> 結婚・離婚 <input type="checkbox"/> ふるさと <input type="checkbox"/> 震災特例
参加申込責任者記入欄 (使用にあたり補足説明)	

参加資格確認書の記入について

～太線枠内に全て正確に記入してください～

- 競技名、種目・階級等…… 正確に記入してください。監督は必要ありません。
例：レスリング → グレコローマンスタイル 60kg 級（G60kg 級でも可）
- 氏名、生年月日、性別…… 中央競技団体等で登録されている氏名を正確に記入してください。
例：タカハシの『高』『高』、サイトウの『斉』『斎』『齊』『齋』等
- 学校名又は所属クラブ名… <少年選手用>
勤務先又は所属先…………… <監督・成年選手用>
種別に関わらず所属名は誤りが無いよう必ず正式名称で記入してください。
なお、プログラムと報道掲載時で標記が異なる場合があります。

～監督（選手兼監督含む）のみ～

- 指導者資格名 …………… 日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者資格名を記入してください。
- 指導者資格登録番号 …… 7桁の数字を記入してください。
- その他 …………… 監督登録に必要な審判等の資格がある場合は必ず記入してください。

1. 所属区分について、該当する項目に☑し、市町村名を記入してください。
競技団体の指示に従い、該当する項目に☑し、市町村名等を記載してください。
基本的には、成年選手は“ア”、少年選手は“イ”に☑をし、市町村を記載してください。
2. 過去2年間における予選会・東北総スポ・国スポの出場履歴について記入してください
○参加状況…………… 県予選会（県民スポーツ大会等の競技団体が定める選考会）・東北総スポ・国スポ
に出場した場合には「出場した」に☑してください。
※過去2大会において予備登録選手であった場合も『出場した』になります。
- 所属都道府県名…… 他の都道府県に在籍・居住していた場合は十分注意してください。

注意：通常、予選会・東北総スポ・国スポへの出場履歴については過去2大会で他の都道府県からの参加歴がある場合は、県を変えて出場することができません。特例措置等の制度を使用する場合のみ参加可能となります。

3. 特例措置等を使用する場合に記入してください
過去2年間のうち、直近大会で他の都道府県選手団として出場していた場合、以下の特例措置制度を使用しなければ、本県選手団として出場することができません。

成年選手…… 『新卒業者』、『結婚・離婚』、『ふるさと』、『震災特例』
少年選手…… 『新卒業者』、『結婚・離婚』、『一家転住』、『JOC アカデミー』、『震災特例』

- 誤情報の原因となりますので、参加申込担当者代筆は控えてください
- 国籍や特例措置等、不明な点があった際は県スポ協へ確認するなど、スムーズな手続きに努めてください
- 特に少年種別の「所属区分」は可能な限り統一してください

令和6年度 国スポ及び東北総スポふるさと選手制度使用確認・申請書

☆ 国スポ・東北総スポに出場する場合、予選会からの提出が必要です ☆

～ ～ ～ ～ ～ 以下、本人直筆 ～ ～ ～ ～ ～

秋田県スポーツ協会 会長 様

届出日： 令和 年 月 日

国民スポーツ大会ふるさと選手制度により、私の「ふるさと」を【秋田県】として、第78回国民スポーツ大会(予選会含む)において、下記内容のとおり使用申請致します。なお、「ふるさと選手制度」の使用にあたっては、留意事項を遵守致します。

氏名	[生年月日] 西暦 年 月 日 生まれ 旧姓 ()
フリガナ	[性別] 男 女 ※いずれかに○印

1. 参加競技名 (種別及び種目名を含む) ※種別の欄はどちらかに○をしてください。

競技:	種別: 成年男子 成年女子	種目:
-----	---------------	-----

2. 現住所 (現在お住まいの住所です。県外在住の選手は実家の住所等を記入しないでください。)

〒	自宅電話番号: - -
	携帯電話番号: - -

3. 現在の学校又は勤務先

学校名(学年)	(年)
勤務先	

4. 「ふるさと」に関する確認事項 ※ふるさと選手制度の使用は、原則1回につき2年以上連続することとし、登録出来る回数は2回までです。

(1) 卒業学校名(秋田県の小学校、中学校又は高等学校) ※専修学校卒業者は卒業中学校名を記入してください。

昭・平・令 年 月 卒業

※〇〇市立、〇〇県立から学校名を正確に記入してください。

(2) ふるさと選手制度を使用した国スポ・国スポ予選会の確認

過去にふるさと選手制度を使用した大会に☑してください。 ※東北総スポに関しては競技によって開催県が違うこともあるので各自注意すること。

回 (年)	66回 (2011)	67回 (2012)	68回 (2013)	69回 (2014)	70回 (2015)	71回 (2016)	72回 (2017)	73回 (2018)	74回 (2019)	75回 (2020)	76回 (2021)	77回 (2022)	特別 (2023)	78回 (2024)
・夏季 国スポ開催県 ・スキー ・スケート	山口 秋田 青森	岐阜 岐阜 愛知 岐阜	東京 秋田 東京 福島	長崎 山形 栃木	和歌山 群馬 群馬	岩手 岩手 岩手	愛媛 長野 長野	福井 新潟 山梨	茨城 北海道 北海道	鹿児島 富山 青森	三重 秋田 愛知 岐阜	栃木 秋田 栃木	鹿児島 岩手 青森	佐賀 山形 北海道
東北総スポ開催県	宮城	秋田	山形	福島	岩手	青森	秋田	宮城	福島	山形	山形	青森	岩手	秋田
ふるさと選手制度を使用した年に☑	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注:参加申込責任者も使用履歴を必ずチェックしてください

ふるさと選手制度使用に係る留意事項

- 「ふるさと」は、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。*JOCエリートアカデミー生は特例有り。
- 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。
なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

『ふるさと選手制度』使用手続きについて

(公財) 秋田県スポーツ協会

ふるさと登録・申請に係る個人情報の取り扱いについて

標記の個人情報は、秋田県スポーツ協会を経て開催県実行委員会、当該中央競技団体、当該会場地
市町村実行委員会、日本スポーツ協会において、参加資格の確認をはじめとする大会運営業務のため
に使用します。

～ふるさと選手登録までの流れ～

① 使用申請する選手が「ふるさと選手制度使用確認・申請書」を各競技団体へ提出

1. 下記の手順により、様式をダウンロードしてください。

「秋田県スポーツ協会HP→資料・様式ダウンロード一覧→ふるさと選手制度使用確認・申請書」

2. 競技者本人が記載し、競技団体へ提出してください。

競技団体は取りまとめのうえ、補足等がある場合は追記し、東北総スポ申込み時（ストレートの競技及び種別は国スポ申込み時）に秋田県スポーツ協会競技力向上対策課に原本を提出してください。

※競技団体も1部コピーを保管しておくこと

② WEB上での登録（競技団体担当者が行う）

「国民スポーツ大会参加申込システム」からの登録となります。ふるさと登録対象者全てを入力してください。ふるさと登録の入力が終了しないと大会参加申込の入力ができません。

《 ふるさと選手制度の留意点 》

☆ ふるさと選手登録は国体予選会に出場した時点で、毎年手続きをしていただきます。

☆ ふるさと選手登録は秋田県内の小学校、中学校又は高等学校を卒業したことが条件です。

※ JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置有り。

☆ 1度、秋田県で「ふるさと選手登録」をすると、他の都道府県で登録することはできません。

☆ ふるさと選手制度の使用は、原則1回につき2年以上継続することとし、登録出来る回数は2回までです。

【例】「使用回数の解釈」

回 (年)	66回 (2011)	67回 (2012)	68回 (2013)	69回 (2014)	70回 (2015)	71回 (2016)	72回 (2017)	73回 (2018)	74回 (2019)	75回 (2020)	76回 (2021)	77回 (2022)	特別 (2023)	78回 (2024)
・ 夏 季	山口	岐阜	東京	長崎	和歌山	岩手	愛媛	福井	茨城	鹿児島	三重	栃木	鹿児島	佐賀
国スポ開催県 ・ スキー	秋田	岐阜	秋田	山形	群馬	岩手	長野	新潟	北海道	富山	秋田	秋田	岩手	山形
・ スケート	青森	愛知 岐阜	東京 福島	栃木	群馬	岩手	長野	山梨	北海道	青森	愛知 岐阜	栃木	青森	北海道
東北総スポ開催県	宮城	秋田	山形	福島	岩手	青森	秋田	宮城	福島	山形	山形	青森	岩手	秋田
ケース①	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☐	☐	☐	☑	☑
ケース②	☑	☑	☐	☐	☐	☐	☑	☑	☑	☐	☐	☐	☑	☑
ケース③	☑	☐	☑	☐	☑	☐	☑	☐	☑	☐	☐	☐	☑	☑

一初回 11連続使用

一2回目 5連続使用

一初回 7連続使用

第 5 1 回東北総合スポーツ大会 秋田県選手団名簿

<派遣費用>

競技名

()

氏

名

所属

<<成年男子>>

【監督】

()

【選手】

()

()

()

()

()

()

()

()

<<成年女子>>

【監督】

()

【選手】

()

()

()

()

()

()

()

()

<<少年男子>>

【監督】

()

【選手】

()

()

()

()

()

<<少年女子>>

【監督】

()

【選手】

()

()

()

()

()

監督総人数 _____ 人

選手総人数 _____ 人

うち兼任監督 _____ 人

県外選手 _____ 人

第 5 1 回東北総合スポーツ大会 秋田県選手団名簿

<報道用>

競技名

()

氏

名

所属

(総監督)

(

)

(トレーナー)

(

)

(総務)

(

)

<<成年男子>>

【監督】

(

)

【選手】

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

<<成年女子>>

【監督】

(

)

【選手】

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

<<少年男子>>

【監督】

(

)

【選手】

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

<<少年女子>>

【監督】

(

)

【選手】

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

監督総人数 _____ 人
 選手総人数 _____ 人
 うち兼任監督 _____ 人
 県外選手 _____ 人

第51回東北総合スポーツ大会 秋田県選手団名簿

<報道用>

競技名 ()

(総監督)
(トレーナー)
(総務)

氏 名

報道用のみの入力となります。
競技団体において必要な役職を書き
加えて構いません。

所属

秋田スポーツ(株)
(株)スポーツ協会
(有)秋田スポーツ

基本的に
(株)、(有)
で標記し、
参加申込
システム
と所属は
統一して
ください。

<<成年男子>>

【監督】

() 体育高校教

【選手】

() 秋田県〇〇連盟
() 秋田県〇〇協会
()
()
()
()
()
()
()
()
()

監督と選手を兼任する場合は
【監督兼選手】と記入し直して
してください。
他で兼任する場合も同様です。

自営業、農業、家事手伝いなどは登録できません。
協会・連盟などの名を使ってください。
協会(連盟)から出場の方は協会(連盟)名のみ書いて
ください。総監督等も同様です。

<<成年女子>>

【監督】

【選手】

体協 一子
体協 二子
体協 三子
体協 四子
体協 五子

各種目7~8人分で作成していますが、足りない
場合はフォントやサイズの形式が変わらぬよう
に『コピー』⇒『コピーしたセルを挿入』などで必
要分を各自で増やしてください。
【例】として少年男子を参考にしてください。

<<少年男子>>

【監督】

【選手】

<<少年女子>>

【監督】

【選手】

複数種別に監督として出る方もいると思いますが、
その場合は『1人』となります。選手総人数とそのう
ちの県外から選手を入力してください。

監督総人数 _____ 人
選手総人数 _____ 人
うち兼任監督 _____ 人
県外選手 _____ 人

- ▶ 教員・学校職員の方は校名の後ろに「教」または「職」を記入。
- ▶ 高等学校は「〇〇高校」で統一。中学校は「〇〇市立●●中学校」で統一。
- ▶ 【注意例】 聖霊学園高校 ⇒ 聖霊高校
ノースアジア大学明桜高校 ⇒ 明桜高校
秋田大学教育文化学部附属中学校についてはこのとおり記入
- ▶ 自営業・農業・家事手伝いなどは記載できません。
- ▶ 出場しない種別がある場合はその種別全体を選択し削除してください。
- ▶ 派遣費用は予備登録選手等は含みません(派遣旅費支給対象者のみ記入)
- ▶ 注意する漢字…… サイトウ⇒「斉」「齋」「齋」 タカハシ⇒「高」「高」
ワタナベ⇒「辺」「邊」「邊」「部」 イトウ⇒「伊藤」「伊東」…etc

令和6年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第51回東北総合スポーツ大会
参加選手・監督【交代(変更)届・棄権届】

※いずれかを○印で囲む

1 参加申込者

競技名		種別		種目	
参加申込者名					

2 交代(変更)・棄権の理由

--

3 交代(変更)者 ※棄権の場合は記入不要

フリガナ			生年月日	年 月 日生 () 歳	
氏名					
所属区分※1		所属の所在地※2			
プログラム掲載用所属					
第77回大会参加 都道府県名		特別大会参加 都道府県名		例外適用 ※3	
中央競技団体 登録の有無	有・無	有の場合 番号等			
その他の必要事項 (身長、体重、記録等)					

※1 下記のいずれを選択して参加したかを記入。

成年種別 (ア. 居住地を示す現住所 イ. 勤務地 ウ. ふるさと)

少年種別 [ア. 居住地を示す現住所 イ. 学校教育法第1条に規定する学校の所在地 ウ. 勤務地
エ. 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地]

※2 所在地は市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※3 今回と特別大会(不出場の場合は第77回大会)の参加都道府県が異なる場合のみ記入。

- [1. 新卒業者 2. 結婚又は離婚 3. ふるさと(成年) 4. 一家転住(少年)
5. JOC エリートアカデミー(少年) 6. 東日本大震災に係る特例措置]

令和6年 月 日

ア 秋田県実行委員会会長 様

所属県体育(スポーツ)協会へ連絡済

イ 競技(開催市町)実行委員会会長 様
(主管競技団体会長)

(フィックを記入)

体育(スポーツ)協会

会長

協会・連盟

会長

令和6年度国民スポーツ大会東北ブロック大会兼第51回東北総合スポーツ大会
参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

1 交代（変更）手続き

特別な事情で選手が交代（変更）する場合には、次の交代（変更）手続きを行うこと。

- (1) 実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代する選手の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、次の提出先宛てに提出すること。

【提出先】ア) 第51回東北総合スポーツ大会秋田県実行委員会事務局

E-mail : sports@pref.akita.lg.jp (※メールにより提出すること)

TEL : 018-860-1242 (※メール着信確認用)

【提出先】イ) 会場地実行委員会会長 又は 主管競技団体会長
(競技別実施要項に定める提出先)

- (2) 上記提出先ア) 第51回東北総合スポーツ大会秋田県実行委員会事務局へのメールによる提出は次の手順によること。

- ①「宛先」欄に、上記提出先ア) のメールアドレスを入力する
- ②「CC」欄に、所属県体育（スポーツ）協会のメールアドレスを入力する
- ③「件名」欄に、「交代（変更）届 ○○競技 ○○県」と入力する
- ④メール本文に、送付文及び送付者の連絡先を入力する
- ⑤PDFファイル化した交代（変更）届をメールに添付する
- ⑥添付書類（診断書等）がある場合もPDFファイル化して添付する

- (3) 添付書類（診断書等）については、各競技実施要項の定めにより提出すること。

2 棄権手続き

特別な事情で参加申込締切後に選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続きを行うこと。

- (1) 上記1を参照し、交代（変更）手続きと同様に棄権届を提出すること。
- (2) 第51回東北総合スポーツ大会秋田県実行委員会事務局へのメールによる提出に際して、「件名」欄に、「棄権届 ○○競技 ○○県」と入力すること。

3 押印の廃止

東北6県のスポーツ主管課及び県体育（スポーツ）協会の申し合わせにより、今年度から交代（変更）届及び棄権届への所属県体育（スポーツ）協会会長印、所属県競技団体会長印の押印を廃止することとする。

令和6年度 加盟団体提出書類・分担金等について

1 書類の提出（加盟団体規程第6条・第7条関係）

- (1) 提出期限 7月末日（整い次第速やかに提出）
- (2) 提出書類
 - ① 役員名簿（役員、連絡者、事務局に変更があった場合は随時提出）
 - ② 今年度事業計画書、収支予算書
 - ③ 昨年度事業報告書、収支決算書

2 分担金の納入（加盟団体規程第8条関係）

- (1) 納入期限 5月末日
- (2) 納入方法 下記口座への振込

① 秋田銀行 県庁支店 普通 0283355
公益財団法人 秋田県スポーツ協会
② 北都銀行 本店営業部 普通 0331564
公益財団法人 秋田県スポーツ協会

3 大会参加料等

(1) 県民スポーツ大会

- ① 参加料
 - 納入期限 大会終了後に速やかに
 - 納入金額 1名@500円
 - 納入方法 下記口座への振込

② 開催事業交付金（競技運営費、審判謝金）

内示後、加盟団体が交付申請し、県スポ協が交付。大会終了後30日以内に実施報告書・決算書を提出

(2) 東北総合スポーツ大会

- ① 参加料
 - 納入期限 参加申込時
 - 納入金額 1名@1,000円
 - 納入方法 現金または下記口座への振込

② 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度負担金（掛金）

- 納入期限 参加申込時 ※ストレート競技は国スポ申込時
- 納入金額 選手・監督1名@1,000円
- 納入方法 現金または下記口座への振込
- 備考 東北総合スポーツ大会から国民スポーツ大会までの傷害事故等を補償

(3) 国民スポーツ大会

- ① 参加料
 - 納入期限 参加申込時
 - 納入金額

本大会	少年選手	1名@3,000円
	監督、成年選手等上記以外	...	1名@6,000円
冬季大会	少年選手	1名@4,000円
	監督、成年選手等上記以外	...	1名@8,000円
 - 納入方法 現金または下記口座への振込

② 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度負担金（掛金）※東北総スポ時に納入した場合は不要

大会参加料・傷害補償負担金の指定口座 >>>>

秋田銀行 県庁支店 普通 285820
公益財団法人 秋田県スポーツ協会

4 その他

- 毎年期限までに納入されない競技団体がありますので、納入期限は厳守してください。
- 国スポ傷害補償制度は県民スポーツ大会及びストレートの競技・種目・種別は対象外ですので、スポーツ安全保険等へ競技団体ごとに加入してください。